関西大学 法科大学院



自己点検·評価報告書

関西大学法科大学院自己点検・評価報告書 刊行にあたって

法務研究科長 山 中 敬 一

関西大学法科大学院が発足して2年に達しようとしている。わが法科大学院は、全国の法科大学院の創設と軌を一にして2004年4月に、国の制度の細部設計や新司法試験の概要に未定部分を残しながら出発し、その年に1年生と2年生とを同時に受け入れて講義・演習等の授業をともあれ開始した。施設・設備・組織の準備はもとより、講義・演習等の内容や方法についてもそれまでにすでに入念な準備を重ねてきたが、実際に始めてみると、想定内・外のさまざまな問題に遭遇し、その都度対応策を出しながら運営していかざるをえなくなった。法科大学院の出発は、あたかも新大陸を目指して、空白の多い地図と古い羅針盤その他の装備をもって航海に乗り出すようなものであり、天候による具体的な進路の検討や装備の実際の性能と使い方については実践で学んでいくしかなかった。その意味では、個々の目的設定、手段の選択・実行、効果の検証・フィードバックという試行錯誤の連続であったといって過言でない。スピーディーな自己点検と評価、軌道修正、再試行を繰り返し、その都度問題を解決することによって何とか制度を運営し、進展させてきた。

最も重要な授業については、予め観念的に考えた授業方法と実践とが乖離することも少なくなかった。例えば、ソクラテス・メソッドは、学生がいかに積極的に参加してくれるかに依存する。平常点にその発言の評価をも入れるためには、細かくチェックしなければならないが、それは、授業の円滑な進行とは矛盾する。毎回レポートを課題として課せば、他の科目と競合し、学生の負担過重が甚だしくなり、悲鳴を上げた学生に善処を求められるに至った。未修者の講義では、純粋未修者とある程度の既学者とが混在し、講義の進め方は至難であり、一定のレベルに到達させるための学生の努力の質と量がまったく異なり、とくに純粋未修者からは講義についていけないという不満を漏らされた。既修者・既学者については、予備校式の勉強方法からの意識的自己解放をなし、法科大学院式勉強にパラディグマの転換をなしうるかが、学生にとっての最大の課題であることが実感された。

学生に授業に関するアンケート調査を実施し、講師陣の授業改善の資料にしてもらったが、少人数教育に起因するアンケートの匿名性をめぐる問題、結果の公開の問題、講師陣のFDにどのように反映させるかという問題等、今後も改善検討の課題を多く残している。その他、施設・設備についても、図書や自習室、講義室の十分な確保だけでなく、卒業生のために施設設備の利用の便宜を図る等の課題もある。実務関連科目については、リーガルクリニック、エクスターンシップを選択必修とし、多くの学生の履修があった。リーガルクリニックは、市民の法律相談を受け、それを素材としてカルテ作成を指導するというように、生の事件を扱って特色を出し、エクスターンシップは、国内の弁護士事務所に加え、独立行政法人国際協力機構(JICA)のラオス、ベトナム法支援事務所におけるエクスターンシップをも実施した。

今回、刊行する「自己点検評価報告書」は、上記のような日常の自己点検とFDの重要部分をまとめると同時にデータを示し、現時点での課題の将来的洗い直しのための一里塚としようとするものである。FDにつながらない自己点検・評価は無意味であるが、情報公開によって組織とその活動に関する透明化を図り、外部の批判の目にさらすのは、改革の最小の前提条件である。公開すべき資料は、できる限り透明化を図り、学生はもとより外部の目にもさらし、自己を客観化して、独善に陥らない組織を維持して行くべきであるが、法科大学院は、これから大きな試練にさらされる。その試練に堪え、絶えざる自己批判と改革を繰り返しながら、安定的で効率的かつ合理的な制度として確立させなければならない。本自己点検評価報告書を今後さらに充実したものにしていくことを約して、「刊行にあたって」の言葉としたい。

2006年3月

目 次

結びに作	弋えて)
資 料…	48	,
データ…		,
第8章	自己点検・評価 26)
第7 早 (1) (2)	学内組織としての法科大学院	
第6章 (1) (2) (3)		
第5章 (1) (2)	研究活動と研究環境	1
第4章 (1) (2) (3) (4) (5)	教員組織15理念・目的との関係教員組織の概況教育研究支援職員教員の募集・任免・昇格に関する基準大学院と他の教育研究機関等との関係	
第3章 (1) (2) (3) (4)	学生の受け入れ	
第2章 (1) (2)	教育内容・方法等 4 教育課程等 教育方法等	:
第1章 (1) (2)		

第1章 関西大学法科大学院の理念・目的・教育目標

法科大学院は、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールであり、司法が21世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立することを目的とし、司法試験、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関である。そこでは、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質、さらには、社会や人間関係に対する洞察力、職業倫理、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力を備えた法曹を養成することが目標となる。関西大学法科大学院もこのような目的、目標を達成するために設置された専門職大学院である。

関西大学は、従来から「学の実化」を教育理念とし、理論教育と実務の架橋を図ってきたが、法科大学院における教育は、まさにこれを目指すものといえる。

(1) 理念・目的等

「学の実化」は、法学においては、法学の社会的実践を意味する。その第一として、戦後、関西大学は、「正義を権力から守れ」を法学教育の理念とし、人権教育に力点を置いてきた。人権の実現は、全体的な社会システムの問題であることはいうまでもない。したがって、関西大学法科大学院における教育理念は、第一に、社会正義を実現することを目指す法曹の養成にあるが、それのみにとどまらず、第二に、現代社会における原動力となる経済・先端技術の開発・社会的還元の法的枠組みを研究・教育することによって、単に紛争の事後処理だけでなく、紛争予防のための法的枠組みを立案し、経済・技術戦略を法的にバックアップする実務能力を備えた法曹を育成することも、「学の実化」の内容である。第三に、社会問題および経済取引のグローバル化、ボーダーレス化により、経済格差、戦争、圧政によって生み出される貧困等で苦しむ人々の救済や紛争予防の法的枠組みの必要性も国際化しつつあるから、こうした傾向にも対応できる国際的法曹を養成することも「学の実化」の具体的内容となる。

以上から、本学法科大学院の教育理念は、次の3つの特性を兼ね備えた法曹の養成に置いている。

①プロフェッショナル・ロイヤー

理論応用力と実務的処理能力の双方を備えたバランスのとれた専門家としての法律家 を養成すること。

②ヒューマニタリアン・ロイヤー

豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門知識に裏打ちされた、人権感覚に優れ、民主主義と個人尊重の理念の実現を目指す法律家を養成すること。

③クリエイティブ・ロイヤー

複雑化・多様化する現代社会で日々生起する新たな問題に対処する法創造・法適用の

できる法律家を養成すること。

この3つの教育理念は、本学法科大学院の教員配置、カリキュラム、アドミッションポリシー等に次のように具体化されている。①実務経験豊かな教員を十分に配置し、単なる実務的法技術を修得させるにとどまらない、法曹としての精神を修得させるカリキュラムを策定する。実務関連科目を充実させるのみならず、法律基幹科目にも、優れた学識を有し、経験豊かな実務家を配置する。②展開・先端科目群において消費者、家族、少年、労働者、市民的公共圏の諸問題にかかわるカリキュラムおよび教員を配置する。③すでに別の専門を学び、実践した専門家を法曹として養成し、複数の専門分野に精通する現代社会にふさわしいマルチ・スペシャリストたる法曹を養成する。そのため、学生の関心の強い学際分野の講義を行い、専門家たる社会人を受け入れるというアドミッションポリシーを掲げる。④外国人の教員を配置し、また、渉外法務を専門とする実務家教員および研究者教員を配置し、外国法を修得させ、現代民商法、特に国際ビジネスに対応しうる法曹を養成する。そのため、語学能力に長けた学生を受け入れるというアドミッションポリシーを掲げ、国際取引法、現代中国ビジネス法、国際法、外国法等の科目を設置する。

(2) 教育目標

実務法曹の養成のための中核的教育機関である法科大学院では、その教育は司法試験および司法修習との有機的連携を図らなければならず、法科大学院の課程を修了した者に新司法試験の受験資格が認められる(法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律第1条参照)。したがって、少人数による密度の高い授業により、理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、将来の法曹としての実務に必要な学識およびその応用能力・弁論能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養することがその教育目標となる(同法第2条1号参照)。

これを敷衍して言うなら、第一に、法科大学院の課程を修了し、将来、新司法試験を受験し、裁判官、検察官または弁護士となろうとする者に対し、まず必要な専門的な法律知識および法的な推論の能力を修得させ、さらに必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成および論述の能力を修得させることがその目標となる。その際、社会人および非法学部出身者に門戸を開放し、かつ、現行司法試験における知識偏重型の弊害を是正することを目的として設置された法科大学院では、法律知識の修得に偏重せず、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力を重視した教育を実施することが重要である。第二に、いわゆる実務関連科目につき導入教育を行うことによって、裁判官、検察官または弁護士としての実務に必要な能力を修得させることを目的とする司法研修との有機的連携を確保・徹底することがその教育目標となる。第三に、公法系科目、民事系科目および刑事系科目のみならず、展開・先端科目の幅広い履修によりこれら分野に関する理論および実務上の基本的学識を修得させ、将来これら分野に特化した専門法曹となり得る能力を養うとともに、基礎法・学際分野科目の履修により人間性に根ざした哲学的思考と法隣接分野に関する豊かな知見を養うことをその教育目標とする。

【点検・評価】

関西大学法科大学院独自の教育理念・目的および教育目標については、本学法科大学院に関するパンフレット、ホームページ等を通じ、学内外に公開・発信を行っている。また、学生募集要項、学内外の進学説明会等において出願を希望する者に対しこの教育目標をアドミッションポリシーとして明示し、本学法科大学院が養成しようとする具体的な実務法曹像を明らかにしている。そして、受験生自身も、明確な志と旺盛な学習意欲をもっており、また、新たな法曹養成システムとしての法科大学院に対する期待も大きいことから、入学した法科大学院生の多くは、こうした本学法科大学院の理念・目標を受け入れてくれているようである。

しかしながら、法曹への入口として待ち受けている新司法試験は、当初の法科大学院構想において想定されていた70%~80%の合格率とは異なり、50%を大きく下回ることが予想されている。勢い法科大学院生らにおいては、理念よりもまず合格、という風潮が見受けられるようになってきた。これらの学生に法科大学院の理念を担うモチベーションを維持させることは、次第に難しくなってきている。入学者の半数以上は法曹になることはできないという状況が将来的に固定化するのであれば、入学者数を絞り込むなり、あるいは、法曹以外の進路を想定したカリキュラムを策定するなどの対応策の検討が必要になろう。

第2章 教育内容・方法等

第1章に示した理念・目的・教育目標を達成するため、平成15年度文部科学省告示第53号(専門職大学院に関し必要な事項について定める件)第5条に定められた授業科目を以下に述べる教育課程として編成するとともに、ソクラテス・メソッドやディベート形式を取り入れた授業を実践し、学習支援ソフト・OA情報機器を活用して教員と学生とのコミュニケーションを図るなど、教育方法を工夫している。

(1) 教育課程等

(a) 本学法科大学院の教育課程

(ア) 教育課程編成の考え方

法科大学院は「プロセス」としての法曹養成制度において、その中核となるべき存在である。したがって、カリキュラムを編成するにあたっては、第一に、法理論教育において、司法試験および司法修習と有機的な連携を図るべく、抽象的な理論教育にとどまらず、常に事例に即した体系的な学識の修得に配慮し、かつ、実務家教員が実務関連科目のみならず、六法科目の講義をも一部担当することによって、法曹養成のための実践科目としての充実と、実務的教育への架橋の実現に特に留意している。第二に、21世紀の司法を担う法曹に特に必要な資質を涵養すべく、次の諸点に盛り込んでいる。

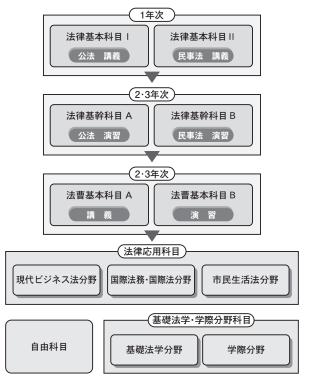
- ①職業的倫理観と豊かな人間性・市民感覚を涵養することを目的とした法曹倫理講義、 リーガルクリニック等の法曹基本科目を設置した。
- ②先端的法分野の体系的・専門的知見を系統的な学習によって修得させるべく、法律応 用科目に分野を設け、複数分野の履修を義務づけ、本学の特色とした。
- ③外国法に関する知見を修得させ、また国際的視野の養成と法学に関する語学力の向上 に重点を置くべく、基礎法学・学際分野科目にアメリカ人実務家による実務重視の講 義科目を配置し、また、国際法務・国際法分野に中国ビジネス法を専門とする弁護士 教員による講義科目も設けた。
- ④新たな法的問題または法と隣接する諸分野に対する幅広い視野に立った洞察力を育成 すべく、法とメディア、法と家族、法と東西文化等の学際分野科目を設けた。

(イ) カリキュラム体系

カリキュラムは、8つの科目群、すなわち、法律基本科目 I ・同 II 、法律基幹科目 A ・同 B 、法曹基本科目 A ・同 B 、法律応用科目、基礎法学・学際分野科目から構成される (51ページ、別表 (第7条関係) 参照)。それぞれの科目群の体系は、次の3つの視点から 説明することができる。

第一に、法曹養成に特化した教育において、法理論教育はその中心を占める。その中で とりわけ重要かつ基本的な3つの法分野は、公法(憲法、行政法)、民事法(民法、商法[会

<カリキュラムの体系>



(本学法科大学院ホームページより)

社法]、民事訴訟法)および刑事法(刑法、刑事訴訟法)である。そこで、法学未修者1年次に対して、この3つの法分野につき、体系的な学識の修得および基本的な事例研究による基本的知識の確認を目的とする法律基本科目I・同Ⅱを設けた。さらに2年次生またはいわゆる法学既修者に対しては、これら法分野の上記科目(ただし、民法は財産法、商法は会社法)につき、その知識・理解を深化させる共に、特に対話方式の少人数演習講義を通じて、法曹として要求される法的思考能力・分析能力の育成と向上を目的とする法律基幹科目A・同Bを設けた。同時に法律基幹科目A・同Bの一部科目の教育においては、実務との架橋を強く意識して、実務家教員の参加・担当、理論教育のみならず、実務を意識した実体法・手続法の教育および実体法と手続法の統合教育をも行う。

第二に、高度専門職業人である法曹に対し要求される職業倫理の涵養、実務教育の導入部分としての事実認定・要件事実論の教育を主たる目的とする法曹基本科目A、さらに修得した知識を踏まえ、臨床法学として法律相談を実習していくリーガルクリニック、法廷教室で行うロール・プレイング方式による民・刑事裁判演習などを通じ、法的思考能力・現実的問題意識の一層の向上、法曹としての文書・論文作成能力の向上、説得・交渉術の修得および国民・市民に奉仕すべき法曹の職業意識の涵養等を目的とする法曹基本科目Bを設けた。

第三に、現代社会の諸問題につき、法的な視点に立った基本的理解とその解決能力の育成、六法分野以外の諸法分野につき、知識の修得による多元的・複眼的な法的思考能力の

涵養を目的とするとともに、法曹としての国際感覚を養成し、さらに幅広い視野に立った 社会・人間関係に対する洞察力の育成を目的とする法律応用科目およびこれを補充する基 礎法学・学際分野科目を設けた。

(ウ) カリキュラムの特色

上記8つの科目群(法律基本科目 I・同Ⅱ、法律基幹科目A・同B、法曹基本科目A・同B、法律応用科目、基礎法学・学際分野科目)の科目配置および配当単位における特色は以下のとおりである。

第一に、1年次に配当される法律基本科目 I ・同 II については、導入講義として最初に基本演習を短期集中で行った上で、基本的な3つの法分野である公法(憲法、行政法)、民事法(民法、商法[会社法]、民事訴訟法)および刑事法(刑法、刑事訴訟法)につき幅広い学識を修得させ、かつ、勉学・知識獲得の意欲のある者の希望にもそうべく、豊富な科目を配当している。

第二に、法律基幹科目A・同Bについては、法曹養成教育の中の法理論教育において中心を占めるので、ケース・スタディを中心とした対話または討論形式の少人数演習・講義を基本とすることによって、各受講生の理解度を確認するとともにきめ細かな教育指導を行い、法曹として要求される法的思考能力・分析能力の徹底した育成と向上を目指す。科目数については、上記3つの法分野の中でも将来の法曹において特に必要性の高い民事法分野の科目数(2単位×4科目の民法中級演習Ⅰ・Ⅱ、上級演習Ⅰ・Ⅱ)の充実を図るとともに、他の2つの法分野についても科目数(2単位×2科目の刑法演習Ⅰ・Ⅱ、2単位×2科目の憲法原論および行政法概論)の充実に相当程度配慮した。さらに、実務との架橋を図るべく、訴訟法科目の大部分は実務家教員が担任するとともに、実体法と手続法の総合演習では研究者教員と実務家教員の連携による教育を行っている。

第三に、法曹基本科目A・同Bについては、専門的職業人である法曹に対し要求される職業倫理、職業意識、職業上必要とされる実務的能力とスキル等の涵養を図るべく、相当数の実務家教員により多様な科目(事実認定論、要件事実論演習、民・刑事裁判演習等)が提供できるように特に配慮した。また、リーガルクリニックでは、法律相談の意義、実習の心構え、カルテの作成要領、エクスターンシップでは、弁護士業務の意義、守秘義務の重要性などについて、演習形式で討議するとともに、リーガルクリニックではサテライト教室を利用し、エクスターンシップでは弁護士事務所に派遣することにより、実習の形態で教育を行い、実務法曹のための言わば臨床実習を通じて、法科大学院で涵養される職業上の資質・能力・意識・スキルのトライアルの場ともなるようにした。リーガルクリニックは、院生が直接市民と向き合うことによって、修得した専門知識を社会奉仕により社会に還元し、市民のための法曹としての職業意識を涵養する場でもある。

第四に、法律応用科目、いわゆる先端科目においては、現代ビジネス法分野、国際法務・国際法分野、市民生活法分野の3分野を設け、各分野につき講義科目のみならず演習科目を設け、セット履修の義務づけによって複数の先端法分野の学識を深化させることを目的としている。特に現代ビジネス法分野および国際法務・国際法分野では、現代的な民

事紛争および渉外紛争に対しても、幅広い学識をもって問題を解決しうる能力の育成に力点を置いている。現代ビジネス法分野には研究者教員、企業法務または政府機関出身の教員を配置し、知的財産権をめぐる紛争、さらに多様な金融・経済取引から生起する紛争などの現代型の民事事件に対して、将来十分対応できる実務的基礎能力を養成することによって、21世紀の法曹養成に対するこの分野の実務界の需要に応えられることを目的とする。国際法務・国際法分野には国際人権法の専門教員、渉外事件を担当した企業法務出身教員、および中国ビジネス法に精通する実務家教員等を配置し、国際取引紛争、渉外事件、国際人権問題の解決を担い、国際的に活躍し得る国際派の法曹を養成することを目指し、グローバル化した21世紀の社会的要請に応えられることを目的としている。さらに市民生活法分野には、研究者教員および実務家教員を配置し、市民生活に関わる多方面の法的紛争の解決を担いうる市民派法曹を養成することを目指し、市民が日常的に利用できる法的インフラの整備に資することを目的とする。

【点検・評価】

幅広い学識を涵養し、また、先端法分野の学識を深化させることができるように、多数の科目を設置しているので、学生の選択肢は非常に広くなっている。しかし、現実には、必修科目である六法科目の成績評価が厳格なため、再履修しなければならない可能性が割合高く、また、法律応用科目のいわゆる先端科目については、現代ビジネス法、国際法務・国際法、市民生活の各法分野における講義と演習のセット履修を義務づけて修了要件化しているため、不合格になった場合の補完として、同一法分野の科目を複数履修する行動が見受けられる。カリキュラム体系を活かすためには、履修要件や配当年次を工夫する必要があると考えられるので、現在検討中である。

(2) 教育方法等

(a) 教育効果の測定

(ア) 授業方法

授業方法は、ソクラテス・メソッドによる双方向の少人数クラス編成による講義を原則 とし、同時に、十分な自学自習を課すことによって、効率的かつ密度の濃い教育を行って いる。

1年次に配当する法律基本科目Ⅰ・同Ⅱについては、講義形式ではあるが小規模クラス編成の下で基本的なケース・スタディを活用し、事例に即した法理論の修得を指導し、2年次以降の演習方式の講義に必要な基礎学力・知識を習得させるようにしている。

2年次以降配当の科目のうち、法律基幹科目A・同Bについては一部の講義科目を除き 多様な判例研究・事例研究を内容とする少人数演習方式の講義を行い、ソクラテス・メ ソッドを取り入れ、また取り上げる論点によってはディベート形式の議論を行わせてい る。民事法系および刑事法系の演習内容の程度については、中級程度からスタートし、実 体法と手続法を統合した民事法または刑事法総合演習をもって完結する段階的教育を導入 している。

法曹基本科目A・同Bは、実務家教員が中心となって実務教育の導入部分(事実認定論、要件事実論演習など)を講義方式または演習方式、さらに民・刑事裁判演習の一部に実習方式を取り入れた演習方式など、各科目の性質に応じ選択採用して行っている。民・刑事裁判演習では裁判官、訴訟当事者、証拠資料等を撮影できる複数カメラとモニターを設置し、訴訟の進行を傍聴席に座る学生らに視覚的に提供するとともに、これらを記録・編集し教材として再度利用できるようにしている。また、実務家教員が適切なアドバイスを与えつつ、学生の主体的な取り組みを促進するよう導入部分の実務教育を指導している。リーガルクリニックでは、弁護士資格を持つ担任者の指導の下、法律相談に参画し、エクスターンシップでは、実際に弁護士事務所に派遣することにより、もっぱら研修を一部内容とする演習方式を採用している(ただし、エクスターンシップは2005年度から実施)。

また、文部科学省において、優れた教育を行う法科大学院をはじめとする専門職大学院に予算を重点配分し、その教育を支援・推進する「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に応募し、「実践的教育推進プログラム」に、本学が提出した「司法過疎問題解消に貢献する法曹の養成―「リーガル・クリニック」の地方展開―」プログラムが採択され、Web 上の法律相談は2004年度から、出張法律相談は2005年度から本格的に始動している。

このプロジェクトは、Web ビデオ会議システムにより司法過疎地と法科大学院を結び、「リーガル・クリニック」を実施するとともに、司法過疎地へ教員と院生が出向いて出張法律相談を行う試みである。本プロジェクトを通じて、学生は、風土の異なる遠隔地に暮らす人々の法律相談に従事し、そこで生起する法律問題を学び、現地の実状に触れる。これにより、学生は、質的・量的に豊富な法実務教育を受ける機会を得て、高度の専門知識をいかしつつ、豊かな人間性を身につけ、かつ高度なコミュニケーション能力を養うことができる。また、本プロジェクトは、司法過疎地域の人々に、本学法科大学院の主催する法律相談において適切な法的助言を受ける機会を提供し、「自分の権利」を法律で守るという法学の普及に貢献する。本プロジェクトは、法実務教育を高度化する実践であるとともに、法科大学院が、将来的に、地域の法的ニーズに応えるための結節点となることを目指すものである。なお、Webシステムの接続先は、当初、島根県大田市のみであったが、その後、高知県安芸市も加え、定期的に法律相談を行っている。

(イ) 教材準備・授業に関する事前協議

1年次の講義科目において行う基本的なケース・スタディおよび2年次の演習形式において使用する教材については、教員が関係分野ごとに独自の事例式のケースブックおよび判例演習書を作成し、また実務家教員、弁護士会、OB弁護士等実務法曹の協力を得て、生きた事件を素材とした適切な教材を作成している。また、教材は毎年リニューアルを行う必要があるので、法科大学院設立時より継続して教材の適否について検討を行っており、さらに教材作成の重要性に鑑み、作成資料となる法律文献・図書の充実を図るとともに、各種必要機器を設置した教材開発室を設けている。

なお、複数教員が担当する同一演習科目の均質性を保つため、講義・演習内容および方法に関する情報交換および協議のための会合を適宜開催している。

(ウ) 教育効果の測定

毎回の講義による各人の学習到達度・講義理解度の確認は、講義における質疑のみならず、テーマごとのレポート、小テストの実施によって行っている。これらを実施するにあたっては、教育指導の実効性、効率性を担保すべく教育補助者(TA)を必要に応じ同席させ、また教壇上から瞬時に各受講生の理解度をチェックでき、または事後にインターネット上で学生による閲覧を可能とするように講義内容を収録できる、学習支援ソフト・OA情報機器を設置した講義室を設置して活用している。また、自学自習および予習・復習を側面サポートすべく、教員のオフィス・アワーを設け、学生に対する学習支援および個別指導に努めている。

【点検・評価】

ソクラテス・メソッドやディベート形式の授業は、院生たちがこれまであまり経験したことのない教育方法であるため、それ自体が一定の刺激となって学習意欲を駆り立てる結果となっており、また、緊張感をもって授業に臨まざるをえないため、学生らからは概ね効果的な授業になっていると評価されているようである。

授業の進行に応じて課されるレポートは、教育効果の測定に役立つだけでなく、添削のうえ返却することにより、学生各人に論証過程における弱点等を個別に意識させるなど、効果的な教育手段ともなっている。ただし、各担当者のスケジュールに応じて課題を課されるため、何科目ものレポートがある時期に集中し、逆に教育効果を減殺しかねない懸念も生じていたが、事務室を通じてある程度調整されるようになり、極端な集中は回避されるようになった。

OA情報機器の活用については、教員のスキルという根本的な問題がある。情報機器の操作に習熟していない教員にとっては、それを1、2年でマスターすることは容易ではなく、TAとの連携の可能性などが今後の検討課題である。

(b) 厳格な成績評価等

各科目の成績評価について、平常点(講義中の質問に対する発言内容、レポート、数回の小テスト)を考慮しつつ、各学期の定期試験や平常時に実施する試験により総合的に行う。定期試験において複数クラス編成をする科目については、成績評価の厳格性と公平性を担保するため、担当者の合議により単一の試験を実施し、採点基準も単一のものを設ける。なお、成績評価の方法は、シラバスにおいて項目を設けて科目ごとに明示している。

評点は、A:90点以上、 $B:89\sim80$ 点、 $C:79\sim70$ 点、 $D:69\sim60$ 点、F:59点以下で、D以上が合格である。なお、成績評価の各要素の比率は、定期試験の成績が占める割合を原則として $60\sim70\%$ とすること、科目ごとの評点の分布は、A+B:C:Dがおよそ3:4:3の比率、Fは履修者の2割程度以内とすることについて教員間で合意している。

【点検・評価】

厳格な成績評価が行われている結果、法学未修者で2年次に進級できなかった者、あるいは法学既修者で2年間では修了できず残留が確定した者がすでに数名いる。成績不良者については、個別に呼び出して研究科長代理等が学習相談や指導を行っており、そうした指導が功を奏して成績が上向いてくる場合もあるが、平均的な学力レベルとの格差がいっそう拡大する例も少なくない。適性にも関わる問題であり、退学の勧告なども視野に入れた対応策を検討中である。

(c) 教育改善への取り組み

法科大学院の開設後直ちに、FD委員会を設置し、FD活動を始めている。活動当初は、 法科大学院自己点検評価委員会と合同で、法科大学院認証評価機関となることを予定して いる各団体が作成した評価点検項目を参考に、今後展開すべきFD活動の優先順位を策定 したうえで、具体的な活動を開始した。

FD活動の主要なものは、事前に公表された成績評価基準の確認・明確化、学生による 授業評価アンケート、公開授業(教員同士で授業を参観し意見交換を行う)、司法研修所 の授業傍聴等見学のための教員派遣等である。

授業評価アンケートは、履修者数10名以上の科目を対象に、「そう思う」から「まったくそう思わない」までの5肢選択形式と授業内容、施設・設備・機器等に関する自由記述式の併用により行われた。ただし、その結果の取扱いについては、本学がこれまで実施してきた授業評価アンケートと同様に、どのように授業に反映するかは担当者に委ねられ、学生には公表されていない。

また、シラバスについては、冊子を作成し学生に配布するとともに、本学の学部・他研究科と同様、Web による公開も行っている。これらは、全学的に様式が統一され、講義概要・講義計画・成績評価の方法・教科書・参考書等を掲載し、学生の科目選択、履修の活性化を図っている。ただし、法科大学院の講義計画の項目は、毎回の授業内容について数行を記す詳細なもので、いわば授業のノウハウに当たるものを含んでいるため、現在のところ、学外向けの Web 公開については、講義概要の項目に限定している。

【点検・評価】

法科大学院が開設されたばかりであり、それぞれの授業そのものが初めての試みであることから、情報の収集と交換が中心で、FD活動がまだ必ずしも組織的、本格的なものにはなっていない。しかし、公開授業、とりわけ実務家教員の授業を研究者教員が見学する場合、あるいはその逆の場合も、非常に参考になるところが多い。また、そうした公開授業を通じて、学生たちが、教員が教育改善に取り組む姿勢を目の当たりにすることになり、結果的に好影響を与えているように思われる。

一方、授業評価アンケートについては、回答者にその結果を知らせないという取扱いは、説明責任を求められる時代の趨勢に逆行しているといえよう。本学法科大学院としては、公表を前提に、どのような内容・形式で公表するかについて検討中である(授業評価

アンケートの結果の一部については、30頁~47頁参照)。

(d) 履修指導および学位授与・課程修了の認定

法務博士(専門職)の学位の授与要件は、標準修業年限を3年とし、修了所要単位を98単位以上とする。ただし、法学既修者については修業年限を1年短縮し、修了所要単位を68単位以上とする。いずれの場合も、論文の提出を修了要件としていない。

各年次の履修単位数の上限は、過剰な履修を制限して十分な自学自習時間を確保できるように、1、2年次は36単位、3年次は44単位とし、また、1年次から2年次への進級に際しては、18単位以上の必修科目の修得を要件とする(51頁、関西大学大学院法務研究科(法科大学院)学則 別表(第7条関係)II 修了要件 3 履修制限単位ならびに 4 進級制度参照)。

なお、本学法科大学院に入学する前に他の大学院(科目等履修生として修得した単位を含む。)において履修した単位は、本学法科大学院設置科目に相当すると認められるときは、30単位まで本学法科大学院に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなす。ただし、学生が入学後に他の大学院(外国の大学院またはその通信教育を含む。)で履修した授業科目について、本学法科大学院において履修したものとみなす単位数とあわせて総計30単位を超えないものとする。

【点検・評価】

法科大学院のみならず、法学部教育を担う教員(特に実定法科目)は、将来的には、研究者教員であっても法科大学院修了者であることが趨勢になると思われる。すると、後継者養成という意味からも、法科大学院修了者が博士課程(後期課程)に進学するルートを確保する必要がある。多くの大学院の博士課程(後期課程)では、その入学選考に際して修士論文の提出を求めている現状からすると、本学法科大学院の教育課程においても、新たに研究論文を設ける必要があり、その導入方法および指導のあり方について検討を始めている。

第3章 学生の受け入れ

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法

(a) 入学者選抜の基本方針

入学者の多様性を確保し、本法科大学院の教育理念に相応しい優秀な学生を広く公平に 入学させることを目指しており、そのため、次の3項目をアドミッションポリシーとして いる。

- ①市民の立場から、草の根的法曹を養成するため、社会的な活動経験を考慮する。
- ②国際感覚豊かで、世界に雄飛する国際派法曹を養成するため、秀でた語学的素養を考 盧する。
- ③複雑化する現代社会をリードする多彩な専門的知識を併せ持つ法曹を養成するため、 すでに持っている医師、公認会計士、弁理士、司法書士などの資格を考慮する。 また、社会人および非法学部出身者を入学定員の30%以上入学させる方針としている。

(b) 学生募集方法

A日程募集定員約120名、B日程募集定員約10名の合計130名の入学定員である。その内 訳は、法学未修者(3年修了)コース60名程度、法学既修者(2年修了)コース70名程度 を目安としているが、各コースとも増減はあることとしている。

(c) 受験資格

大学入試センターが実施する適性試験を受験し、かつ次の条件を満たす者であること。

- ①大学卒業者、または卒業見込み者
- ②大学評価・学位授与機構により学位を授与された者または授与見込み者
- ③外国の大学において学校教育における16年の課程を修了した者または修了見込み者
- ④外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者、または修了見込み者
- ⑤文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- ⑥大学院に飛び入学した者であって、本法科大学院における教育を受けるにふさわしい 学力があると認めた者
- ⑦短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業者およびその他の教育施設の修 了者等であって、本法科大学院において、個人の能力の個別審査により大学を卒業し た者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- ⑧入学時に大学に3年以上在学し、本法科大学院の定める単位を優秀な成績で修得した と認める者

(d) 入学試験日程

A日程およびB日程の年2回の実施とする。

(e) 試験科目

法学未修者コース = 長文読解・小論文

法学既修者コース=憲法、刑事法系(刑法、刑事訴訟法)、民事法系(民法、商法[会社法]、民事訴訟法)

入試結果については、27~28頁の「入試結果概要」参照。

【点検・評価】

2004年度入学者の入学後1年間の学習状況をみると、その資質・能力からして、入学選抜方法は、適切・妥当に行われていると評価できる。

2004年度入試は、初めての法科大学院入試であり、法科大学院教育に対する期待と相まって、法学未修者の受験生が非常に多く、かつ、その資質も優秀であったため、入学者における既修者と未修者の比率が、募集時の比率と比べ、未修者の比率がかなり大きくなっていた(具体的な数値は、後述「定員管理」参照)。しかし、この傾向は、未修者の入学希望者数が落ち着いてくるとともに、法学部卒業生が現行司法試験制度から新司法試験に移行するに伴って法学既修者の割合が増加すると予想されるので、将来的には改善されると考えられる。

(2) 門戸開放

社会人については、統一適性試験の成績に加え、前記のように、司法書士、検察事務官、裁判所事務官、公認会計士、医師、弁理士等の専門的技能及び社会的活動実績を考慮している。また、非法学部出身者についても同様に、適性試験の成績とともに、当該専門分野における学業成績、留学経験・語学能力、在学中の社会活動実績、企業・公務員等の勤務経歴等を考慮している(以下の数値は、2004年度入試による)。

- ①社会人志願者数は、A日程において法学未修者(3年修了)コース24.4%、法学既修者(2年修了)コース34.9%、B日程において法学未修者コース19.1%、法学既修者コース32.6%であった。
- ②社会人入学者数は、法学未修者コース52名、法学既修者コース37名、合計89名である。
- ③女性の入学者数は、法学未修者コース36名、法学既修者コース11名、合計47名で3分の1強に当たる。

【点検・評価】

社会人の受け入れに積極的な配慮(入学者選抜においては、それぞれの専門的技能、実

務経験、社会的活動実績等を考慮する)をしているため、その数字が結果に表れている。 もっとも、新司法試験の先行きに不透明な部分があり、現に職業に就いている社会人に とって、その職を辞して法科大学院に進学することについて、かなりのリスクを感じるよ うになってきている。法科大学院がどのように有意義な教育を提供できるか、内容の充実 とともにそれを各方面にPRする方策を拡充する必要がある。

(3) 科目等履修生等

聴講生、研修生および交流研究生については、その制度を設けていない。また、科目等 履修生等については、該当者がいない。

【点検・評価】

学生に広い視野、国際性、人権感覚を醸成するためにも外国人留学生の受け入れも検討する必要があろう。また、法曹資格を取得している者の中で専門分野について最新の高度な知識の習得を希望する者のために聴講を許すなどの制度の導入を検討中である。

(4) 定員管理

在籍者数(2004年5月1日現在)は、法学未修者コース86名、法学既修者コース59名合計145名である。ただし、休学者1名含む。

【点検・評価】

定員は募集定員を1割強上回る数字で充足しているが、法学未修者コース在籍者数が法 学既修者コース在籍者数をかなり上回っており、当初予定した法学未修者コース60名、法 学既修者コース70名の比率モデルと逆転する結果となっている。しかし、こうした状況は、 現行司法試験制度から新制度への過渡期における例外的なものであり、将来的には、法学 既修者の割合が増加していくと予想される。

第4章 教員組織

(1) 理念・目的との関係

法科大学院は、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールであり、 司法が21世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立 することを目的とし、司法試験、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関である。 したがって、法科大学院に所属し専門科目を担当する教員には、当該専門科目について一 定水準の研究業績および一定期間以上の教育経験が必要とされる。また、実務との架橋が 教育目的の大きな要素となる関係上、いわゆる実務家教員を一定程度以上配置することが 専門職大学院設置基準上要求される。そこで、以上の点を考慮して、本学法科大学院では 具体的に次のような目標を設定し教員配置を行っている。①法律基幹科目にはもちろんの こと、法律基本科目にも実務家教員を一部配置した。②法曹基本科目については、裁判所 書記官研修所における教育経験のある実務家、最高裁調査官の経験のある実務家および派 遺検察官が担当するほか、多くの実務家教員が担当する。③法律応用科目では、現代ビジ ネス法分野に、民間企業法務ないし公正取引委員会出身でかつ大学教員としての十分な実 績のある教員を配置し、市民生活法分野にも不法行為、消費者保護などに詳しい実務家教 員や、労働委員会委員としても活躍する大学教員を配置している。④外国法関連について は、中国法および英米法に重点を置くものとし、前者については中国法実務に長年携わっ てきた日本人実務家教員を採用し、また、後者については、アメリカ人外国法事務弁護士 に講義・演習を依頼している。

(2) 教員組織の概況

法科大学院において授業を担当することができる教員は、関西大学大学院法務研究科 (法科大学院) 学則第20条により、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号) に規定する資格に該当する本学の教員(教授および助教授)である。

教員構成は以下のとおりとなっている。

(ア) 専任・兼担・兼任の区分

専任教員	27名
(うち法学部専任教員に算入する教員	1名)
うち実務家教員	10名
(うちみなし専任教員	3名)
兼担教員	5名
兼任教員	32名

(イ) 専任教員分野別の区分

公	法	5名	刑事法	4名
民	法	5名	商 法	2名
民事	訴訟法	2名	基礎・先端科目	7名

実務関連科目 2名

(ウ) 専任教員の年齢分布

39歳以下	1名	40歳から44歳	3名
45歳から49歳	4名	50歳から54歳	5名
55歳から59歳	5名	60歳から64歳	1名
65巻から70巻	Q.A		

平均年齢は、55.2歳である(2005年5月1日現在)。教員中27名中、女性教員は3名、 比率は、11%である。

なお、一部の科目については、他大学の教員および弁護士に非常勤講師を依頼しているが、その割合は高くはない。

(エ) 学生数との関係

学生定員は130名(収容定員390名)である。教員1名あたりの学生数(収容定員に対する比率)は14.4名となっている。法科大学院では少人数によるきめ細かな学習が要求されるところ、法律基礎科目では1クラス最大60名程度、法律基幹科目では1クラス最大30名程度で授業を行うこととしている。

【点検・評価】

法科大学院では、法理論教育と実務教育との架橋を図ることが主目的となるが、本学の場合、専任教員の約37%が実務家教員であり、専門職大学院設置基準をクリアしている。具体的には、法理論教育を主体とする法律基本科目、法律基幹科目にすべて一定水準の研究業績および一定期間以上の教育経験を有する教員を配置していること、法律基幹科目・法曹基本科目に実務家教員を配置したことは、当然のこととして評価できる。さらに、法律基本科目にも実務家を一部配置したこと、実体法・手続法総合演習科目では、研究者教員と実務家教員が共同して1つのクラスの教育を担当していることは、実務との架橋に特に留意したものということができ、本学独自の長所である。

また、一定以上の教育経験を積んだ教員が担当教員となることが望ましいところ、現在の教員構成、年齢構成はバランスがとれている。また、専任教員と学生数との関係も、法科大学院では少人数教育が徹底して実施できる環境にあると評価できる。

一方、研究者教員において実務的な知識、経験を得る機会が不足しているのではないかという問題点が指摘されている。この点については、実務家教員と研究者教員が共同して教材開発、検討を行うなど、さまざまな場面で両者の交流が行われることによって解消されてゆくことが期待される。他方で、実務家教員の教育経験についても個人差があり、問

題がないわけではないが、この点は、今後の授業担当に基づく経験の蓄積と継続的なFDを通じて解消していかなければならない。

現在の教員構成、年齢構成には特に問題はない。学生数との関係は、開設1年目の3年コース(法学未修者)の約80名が2年次、3年次に進級するするに伴い、2年次に履修する法律基幹科目や3年次に多く履修することになる法律応用科目、基礎法学・学際分野科目では、演習クラスを増やし、講義科目についてクラス分割などの対応策が必要になる可能性がある。

(3) 教育研究支援職員

法科大学院では、その性格上、研究支援職員を配置することは特に想定されておらず、教育活動を支援する職員を配置することになっている。すなわち、開設にあたっての構想では、学生の自学自習および予習・復習を側面からサポートすべく、チューター制を設け、学生に対する学習支援および個別指導に努めることにしていた。しかし、適切な人材を確保できないこともあり、現時点ではチューター制は実現していない。そのためティーチング・アシスタント(TA)制度が採用されており、本学法学部の非常勤講師や大学院後期博士課程在籍者及び2004年度司法試験合格者等計13名(憲法3名、民事法4名、刑事法3名、国際法1名、法哲学2名)がTA執務室に勤務し、学生からの質問への回答、レポート作成指導などを行っている。なお、各TAの執務時間は事前に公表されている。また、アカデミック・アドバイザーとして若手の弁護士(弁護士になって数年以内)等計8名が、正規の講義・演習の補習として開講される土曜クラスを担当している(以上の数値は2004年度のもの)。

【点検・評価】

TAは法科大学院学生と年齢が比較的近いことから、教員に対するのとは異なり身近に質問等をすることができる。そのために、学生にとっては利用しやすい存在となっている。また、アカデミック・アドバイザーによる土曜クラスによって、正規の講義・演習では十分に確保できていない法律的文章力の養成の役割が担われている。

しかし、現段階では、基本六法科目すべてについてTAを配置するには至っていない。 また、TAの採用基準、教員によるTAの活用基準が整備されていないこともあり、全教 員が積極的にTAを利用できる状態にはなっていない。

アカデミック・アドバイザーによる土曜クラスと正規の講義・演習との連携のありかた については、担当者同士の意思疎通が必ずしも十分ではなく、現状では、演習などの内容 と土曜クラスの内容とが必ずしもリンクしているわけではない。

教育研究支援職員の採用基準については、将来的には、上位年次在学生、および修了生から優秀な者を採用していくことが望ましい。また、教員による活用基準を整備する必要がある。さらに、アカデミック・アドバイザーによる土曜クラスと正規の講義・演習との連携のありかたについては、これまでの経験を踏まえて、意見交換の機会が設けられるよ

うになったが、その共通認識を授業内容に具体的に反映していく必要がある。

(4) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

(a) 抽象的な要件

法科大学院の教員資格については、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第5条によれば、次のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められることが必要とされている。

- ①専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者
- ②専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- ③専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者

実務家教員については、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとされており、平成15年文部科学省告示第53号(専門職大学院に関し必要な事項について定める件)第2条は、これを具体的に、おおむね5年以上の法曹としての実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とすると定めている。

(b) 本学における選考基準・手続

本学では、関西大学教育職員選考規程にしたがって、教授および助教授の任用および昇任が行われている。したがって、法科大学院についてもこの規程が適用される。

【点検・評価】

2004年は法科大学院の設置年度であり、前年度において、大学院設置の審査の一環として専任教員はすべて科目適合性の審査を受けて合格している。したがって、本項目について特筆すべきことはない。

もっとも、本学法科大学院では、法科大学院の特性に応じた教員の評価体制(人事規程)の整備が行われていない。具体例を挙げるならば、任用および昇任の際に必要とされる研究業績の数が特に定められていないことなどである。また、法科大学院では教育能力が特に重視されるところ、任用および昇任の際に当該教員候補者の教育能力を審査対象とするのか否かは、いまだ議論の対象になってはいない。

したがって、教員の人事規程を早急に整備しなければならない。たとえば、任用および 昇任の際に必要とされる研究業績の数などを明確にルール化する必要がある。また、任用 および昇任の際に当該教員候補者の教育能力を審査対象とするのか否かを検討し、仮に審 査対象にするのであれば、どのような形で客観的に判定するのかを明確にしておく必要が ある。

(5) 大学院と他の教育研究機関等との関係

学外の教育機関等との人的交流は、外国からの招聘教員とのジョイント・セミナーや本 学法科大学院が主催した学術シンポジウムなどを通じて行われている。また、一部教員が、 韓国・中国などの大学からの招聘に基づいて、わが国の法科大学院制度の経験などを報告 している。また、ラオスの法整備支援事業に対して本学法科大学院が協力することから、 この事業活動などを通じてアジア諸国の教育機関等との交流も予定されている。

【点検・評価】

海外との人的交流については、従来の欧米諸国との関係をメインとしたものから、部分的ではあるが、アジア諸国との関係構築にも努力が払われている。現在計画されている交流計画を着実に実行し、また、海外諸機関との連携を強化するように努力するべきである。

第5章 研究活動と研究環境

法科大学院での教育は、優秀な実務法曹を養成することを目標とすることから、各法分野の先端的な研究が教育内容の充実を支える側面がある。したがって、学内外の各種研究費を獲得して研究活動を充実化していくことを目標としている。

(1) 研究活動

各教員の業績目録については、本学の学術情報データベースによるインターネット上で 常時公開されている。

なお、学術情報データベースに登録されている業績を集計すると以下のようになる。

	著 書	論 文	学会発表	その他	승 計	
2000	13	33	0	6	52	
2001	9	19	0	10	38	
2002	9	16	2	12	39	
2003	9	16	0	13	38	
2004	12	22	0	27	61	
2005	10	11	0	14	35	

<研究業績集計表>

【点検・評価】

各教員の研究業績が公表されることから、教員は他者による研究活動への評価を意識しながら研究活動を行うことになる。したがって、業績の公開は点検・評価制度として一定の役割を果たしているものと評価できる。ただし、現時点では全教員のデータが公表されているわけではないことから、今後は全教員についてデータが公表される方向でのデータベースの整備が必要である。

(2) 研究環境

学外からの資金としては主として科学研究費補助金があり、学内からの資金としては、個人研究費、関西大学法学研究所などの学内研究機関の研究員となることにより与えられる資金、重点領域研究など各種の学内研究費が整備されている。

【点検・評価】

前述のとおり、法科大学院での教育は、優秀な実務法曹を養成することを目標としているため、各法分野の先端的な研究が教育内容の充実を支える側面があるといえる。そのために、今後とも各種研究費を獲得して研究活動を充実することが必要である。

注) 2005年は中間段階集計 (データベース未登録分は反映されていない)

第6章 施設・設備等

法科大学院では、専用の「以文館」をはじめ、その他既存建物を有効に利用し、理念・目的・教育目標を達成するために必要な施設・設備を適切に整備し、有効に機能するようにそれらを管理運営している。今後も教育研究の更なる充実のために検討・整備を行っていく予定である。

(1) 学舎と研究棟

(a) 概 要

本学法科大学院で使用するのは主として法科大学院専用棟の「以文館」である。講義室・ 演習室については、大学院棟「尚文館」内の各室を他研究科と共同で使用することになっ ている。自習室については、以文館内のロー・ライブラリーの他に尚文館内や児島惟謙館 内にも法科大学院生専用の自習室等を設けている。また、教員の個人研究室の一部は、別 棟に所在する。

(b) 講義室・演習室

2004年度については、初年度入学生のみのため、以文館内の教室で充足されているが、今後学年進行に従って、尚文館内の教室も使用することにより、必要な教室数を確保することができる。

(c) 院生自習室

初年度において、上述のように以文館内のロー・ライブラリー(100席)、尚文館内専用 自習室(63席)と児島惟謙館内専用自習室(142席)を確保しており、初年度在籍者145名 について、一人1席以上を確保している。今後学年進行に従って順次自習室席数を増加さ せ一人1席以上を確保できる見込みとなっている。また、ロー・ライブラリーには、自習 用の図書が用意されており、今後も順次整備を図っていく予定である。

(d) 教員用研究室

個人研究室の大半は以文館内にあるが、当初予定より教員数を増加した関係で、一部、 別棟に置かれている。大きさは、オフィス・アワーでの利用が多くなることに鑑み、本学 の既存の研究室より2割程度広くなっている。共同用研究室は、研究用ロー・ライブラ リーのほか、研究会等で利用する教員共同研究室がある。

なお、身体障がい者等に配慮した施設・設備とするため、以文館玄関脇に身障者用駐車スペースを確保し、そこから玄関までフラットに接続させ、また、大学院棟の尚文館とも、緩いスロープでつながっている。また、建物内部も教室は原則として引き戸とし、車椅子を置けるスペースを確保するなどの対応をしている。

【点検・評価】

以文館は専用棟であるため、教室の配当、開館時間等について、法科大学院における必要に応じて、独自の運営を行いやすい。講義室・演習室も、2004年度においては、以文館内に余裕があり、特に問題はない。また、教室内には講義収録装置を始め、AV機器を利用した講義が可能な設備が各教室に設置されており、これらの装置を利用した先端的な授業が可能である。

問題点としては、当初、本学法科大学院の入学定員は80名として構想されており、その後、現在の130名まで入学定員を増やした経緯があるが、以文館は、入学定員を増やす前に設計に着手しており、大幅な定員増には十分に対応できていない。このため、学年進行に従って教室等に不足を来す規模であり、尚文館や法学部の法廷教室などを使用しなければならない。自習室についても、以文館のみでは、十分必要数を満たすことができない。専任教員の個人研究室についても、オフィス・アワーの実施等も勘案して大半を以文館内に設置しているが、入学定員の増加により、専任教員数を増やす必要が生じたことから、一部の研究室を外部に設けざるを得ない状況となっている。

また、学生の自主ゼミグループによる勉強会等に対応できる設備が未整備であることも、問題点として挙げることができる。現在、学生は、いくつかの自主的な学習グループを組織しており、それぞれが演習室規模の教室の利用を希望している。2004年度については、初年度であることから、以文館内に空き教室があり、この教室の利用を認めることで対処しているが、上述のように学年進行にしたがって、教室の空き時間帯がほとんどなくなることが予想されるため、これに代わる自主ゼミ室を用意する必要がある。

(2) 法科大学院牛用実習室等

本学法科大学院では、模擬裁判実習を行うための法廷教室については、法学部が現在使用している法廷教室を共同で使用することになっている。

また、法律相談を実習するためのリーガルクリニック科目を実施するために、以文館内にリーガルクリニック室を設けているほか、裁判所等に近く、実習に便宜な関西大学中之島センター内にもリーガルクリニックを実施することができる教室を3室確保している。

【点検・評価】

それぞれの実習を行うために十分な室数が確保されている。ただし、法廷教室については、AV設備が未整備であり、効果的な授業の実施のため、今後整備することが必要である。

(3) 先端的な設備・装置等

以文館内各教室には、高度マルチメディア活用教育支援システムを導入しており、B1、21、24講義室については、VHS、DVD、CDの利用、パワーポイント等パソコン

の利用を可能とするほか、スマートボードや教材提示装置なども設置されている。また 21、22演習室についても、プロジェクターを設置しており、ビデオ、パソコン画面の投影 が可能となっている。この他、B 1 講義室には、講義を収録するシステムおよび講義室の 各席に設置されたノートパソコンを利用して、教員と学生が双方向に通信し、小テストの 実施、教材ファイルの提示などを行うことができるシステムが設置されている。また、22 演習室を除く各教室にLANコンセントが設置されているほか、必要に応じてこのコンセントに接続することのできる貸出用ノートパソコンも用意されている。

【点検・評価】

以文館建設時における最新の設備を導入しており、設備のレベルについては特に問題はない。しかし、B1講義室に設置された講義収録システムが安定的に稼働せず、十分に活用する状況になっていないため、早期に安定的な運用を可能とする必要がある。

第7章 管理運営

(1) 学内組織としての法科大学院

関西大学法科大学院は、所属教員を有する独立研究科として大学院組織の中に位置づけられるが、独自の教授会を有する等、管理運営上の独自性の確保が可能な組織とされている。

法務研究科(法科大学院)長(以下、「研究科長」という。)は、法科大学院教授会(以下、「教授会」という。)によって選出され、その議長となり、法科大学院の運営を統括するとともに、学部長会議の構成メンバーとなる。また、大学院研究科長会議のメンバーともなる。

(2) 法科大学院の組織

(a) 教授会

法科大学院の運営に関する最高意思決定機関として、教授会を置き、その権限および運営について必要な事項は、「関西大学大学院法務研究科(法科大学院)教授会規程」において定めている。教授会は、専任の教授、助教授、専任講師及び特別任用教員をもって構成し、研究科長の選出、研究科長代理の承認、専任教員の任用および昇任その他人事に関する事項、特別任用教員の任用、学則、教育課程、入学試験に関する事項、法科大学院の管理運営上重要な事項をその議決事項としている。議決は、構成員の過半数の出席をもって教授会は成立し、原則として出席者の過半数の同意をもって行われる。ただし、特別任用教員は、研究科長の選出や教員の任用、および学則に関する事項など、人事・組織に係る事項については議決権を有しない。

(b) 研究科長・研究科長代理

研究科長は、教授会において議長となり、議事を運営するとともに、決定事項の執行、 その他法科大学院の運営に必要な事項の執行に責任を負う。なお、その選出に当たっては、 内規を定め、選挙権の平等・秘密投票の原則が守られている。研究科長代理は、科長の指 名にもとづき、教授会の承認を得て任命され、研究科長を補佐する。

(c) 執行部

研究科長は、科長代理に加え、教務やFDを管掌する教学主任(2名)、学籍・教育事項につき管掌する学生相談主事、学生の募集や入試の実施につき管掌する入試主任を指名して、これら6名をもって執行部を構成する。

(d) 各種委員会

法科大学院のカリキュラムの作成や講義・演習担当について実質的に検討・審議し、FDを統括することを職務とするカリキュラムFD委員会、および法科大学院の自己点検・評価を実施し、第三者評価(認証評価)に対応することを職務とする自己点検評価委員会を置いている。

【点検・評価】

法科大学院制度の目的が明確であることから、教授会の各構成員が法科大学院の理念・目的および教育目標を認識し共有しており、会議は比較的短時間であってもきわめて有効な議論がなされている。また、規模が小さいことから、授業等を通じて抱いた問題意識等が教授会で披露されて共通のものとなり、解決策にもたどり着きやすい状況となっている。

一方、規模が小さいために、当初予定していた入試出題委員会、入学者選抜実施委員会、FD実施委員会、人事委員会、総合戦略・広報委員会、募金戦略委員会、国際交流委員会等の設置は、過重負担となるおそれがあり、また、開設して間もない段階における学生らの要望に早急に対応するには、意思決定と執行にスピードが求められるため、これら各種委員会の所掌事項は執行部が処理する結果となっている。しかし、こうした状態が続くと、次第に管理運営に対する各構成員の参加意識が希薄となり、結局は機動的な運営の支障になりかねない。できる限り早い時点で、主要な委員会を立ち上げる必要がある。

第8章 自己点検・評価

法科大学院自己点検評価委員会(以下、「自己点検評価委員会」という。)は2004年4月の法科大学院開設に併せて、関西大学大学院法務研究科自己点検・評価委員会規程に基づいて設置されて、自己点検・評価活動を行っている。

自己点検評価委員会は、法科大学院の自己点検・評価および外部評価の実施、本学の全学的自己点検・評価との調整、並びに第三者評価(認証評価)への対応並びにその結果の公表を行うことを職務として、研究科長代理、法科大学院専任教員から選出された委員3名、法科大学院事務長の計5名の委員によって組織されている。

自己点検評価委員会の職掌事項は、①自己点検・評価および外部評価に関する年度活動方針の策定に関すること、②自己点検・評価および外部評価の企画立案、評価項目の設定、実施およびその結果の公表に関すること、③第三者評価への対応およびその結果の公表に関すること、④自己点検・評価、外部評価および第三者評価(認証評価)の結果に基づく、研究科長への改善方策および改善計画案の提言に関すること、⑤改善の達成度の検証結果に基づく研究科長への改善勧告に関すること、および⑥その他自己点検・評価、外部評価および第三者評価(認証評価)に関すること、である。

【点検・評価】

自己点検・評価の対象となる法科大学院が開設されたばかりであるため、これまでは、本来の自己点検・評価活動よりも、自己点検・評価の対象となる活動が組織的に展開されるようにするため、特にFD委員会と合同委員会を行い、成績評価方法等に関する学生に対する情報開示や授業評価体制の早急の整備等の協議・助言等が中心となっていた。その意味では、自己点検・評価活動は不十分であったといえる。開設2年目以降、比較可能なデータ等が蓄積されてきたこともあり、本来の活動を本格化させていく必要がある。

タ

2004 (平成16) 年度 法科大学院入試結果概要

入試結果総括表

入試	種別	志願者	受験者	合格者
	既修者	730 (185)	352 (85)	163 (27)
A日程	未修者	1,406 (409)	668 (191)	167 (63)
	合計	2,136 (594)	1,020 (276)	330 (90)
	既修者	143 (84)	112 (22)	8 (1)
B日程	未修者	305 (28)	262 (73)	5 (3)
	合計	448 (112)	374 (95)	13 (4)
	既修者	873 (269)	464 (107)	171 (28)
合計	未修者	1,711 (437)	930 (264)	172 (66)
	合計	2,584 (706)	1,394 (371)	343 (94)

※数字は全て延べ人数 ※ () 内は内数で女性

社会人の受験状況

入試種別	志願者	受験者	合格者
既 修 者	470	256	113
未 修 者	984	529	103
合 計	1,454	785	216

合格者の適性試験成績

		適性試験	
	満点		100
		平均点	76.3
	既修者	最高点	95
 A 日程		最低点	63
A口性	未修者	平均点	75.7
		最高点	95
		最低点	63
		平均点	68.6
	既修者	最高点	79
B日程		最低点	52
		平均点	74.8
	未修者	最高点	88
		最低点	57

合格者年齢構成 (A・B日程)

年齢	既修者	未修者	合 計			
年 齢	人 数	人 数	人 数			
20~29	115	107	222			
30~39	47	50	97			
40~49	9	13	22			
50~59	0	2	2			
合 計	171	172	343			
平均年齢	28.4	28.7	28.5			

出身大学別志願者・合格者(A・B日程)

大 学 名	十四十	合 格 者		:	
Λ Υ Δ		志願者	既 修	未修	合 計
関 西 大	学	280	20	14	34
同志社大	学	212	26	17	43
関 西 学 院 大	学	158	15	12	27
立命館大	学	120	3	13	16
京 都 大	学	104	14	19	33
早稲田大	学	100	14	5	19
大 阪 大	学	94	18	16	34
神 戸 大	学	85	16	8	24
中 央 大	学	68	5	3	8
大阪市立大	学	58	7	2	9
慶應義塾大	学	59	7	6	13
東京大	学	36	7	8	15
近 畿 大	学	40	0	0	0
龍谷大	学	34	0	2	2
京都産業大	学	33	0	1	1
甲 南 大	学	29	2	1	3
岡 山 大	学	22	3	2	5
北 海 道 大	学	22	0	2	2
名 古 屋 大	学	13	0	2	2
広 島 大	学	12	2	2	4
香 川 大	学	13	0	2	2
一 橋 大	学	10	0	2	2
神戸学院大	学	11	0	2	2
明 治 大	学	11	1	1	2
九 州 大	学	11	1	1	2

※志願者が2桁の大学のみ ※志願者があった大学は、この他に136大学、合計で161大学となる

※恋願者があった人学は、この他に136人学、合計で161人学となるこの他の大学 大阪府立大、上智、日大、神戸女学院、青山、同志社女子、新潟 大、鳥根大、東北大、法政、金沢、ICU、三重、滋賀、信州、筑 波、放送、立教、東京都立、学習院、京都薬科大、大阪外大、東 京理科大、大教大、東京外大、東京女子大、南山、明治学院、お 茶の水、大阪音大など

2005 (平成17) 年度 法科大学院入試結果概要

入試結果総括表

入試	種別	志願者	受験者	合格者
	既修者	398 (115)	278 (73)	169 (41)
A日程	未修者	682 (222)	531 (160)	123 (30)
	合計	1,080 (337)	809 (233)	292 (71)
	既修者	96 (21)	67 (15)	7 (0)
B日程	未修者	138 (44)	118 (41)	3 (2)
	合計	234 (65)	185 (56)	10 (2)
	既修者	494 (136)	345 (88)	176 (41)
合計	未修者	820 (266)	649 (201)	126 (32)
	合計	1,314 (402)	994 (289)	302 (73)

※数字は全て延べ人数

※ () 内は内数で女性

社会人の受験状況

入試	種別	志願者	受験者	合格者
	既修者	131 (25)	118 (25)	79 (15)
A日程	未修者	278 (78)	257 (62)	65 (17)
	合計	409 (103)	375 (87)	144 (32)
	既修者	28 (4)	17 (2)	4 (0)
B日程	未修者	40 (10)	35 (10)	2 (0)
	合計	68 (14)	52 (12)	6 (0)
	既修者	159 (29)	135 (27)	83 (15)
合計	未修者	318 (88)	292 (72)	67 (17)
	合計	477 (117)	427 (99)	150 (32)

※数字は全て延べ人数

※()内は内数で女性

非法学部出身者の受験状況

THE PROPERTY OF THE PROPERTY O						
入試種別		志願者	受験者	合格者		
	既修者	51 (14)	36 (10)	20 (6)		
A日程	未修者	239 (73)	187 (53)	63 (14)		
	合計	290 (87)	223 (63)	83 (20)		
B日程	既修者	13 (1)	10 (0)	1 (0)		
	未修者	41 (10)	34 (10)	1 (0)		
	合計	54 (11)	44 (10)	2 (0)		
	既修者	64 (15)	46 (10)	21 (6)		
合計	未修者	280 (83)	221 (63)	64 (14)		
	合計	344 (98)	267 (73)	85 (20)		

※数字は全て延べ人数

※ () 内は内数で女性

合格者の試験成績

合合の武炭及損						
			適性試験	未修者試験	既修者試験	
満点		100	100	240		
			59.9	_	167.3	
	既修者	最高点	83	_	201	
A 日程		最低点	41	_	144	
ADÆ	未修者	平均点	66.0	72.7	_	
		最高点	86	86.0	_	
		最低点	41	44.0	_	
		平均点	52.3	_	178.4	
	既修者	最高点	69	_	189	
B日程		最低点	42	_	169	
トロ住	未修者	平均点	62.7	77.2	_	
		最高点	89	77.5	_	
		最低点	48	76.5	_	

合格者年齢構成(A・B日程)

年 齢	既偷	8者	未信	多者	合 計		
十 断	人 数	構成比	人 数	構成比	人 数	構成比	
20~24	83	47.2%	50	39.7%	133	44.0%	
25~29	55	31.3%	35	27.8%	90	29.8%	
30~39	34	19.3%	31	24.6%	65	21.5%	
40~49	4	2.3%	9	7.1%	13	4.3%	
50~59	0	0%	1	0.8%	1	0.3%	
合 計	176		126		302	_	
平均年齢	26.4		28.5		27.3	_	

出身大学別志願者・合格者(A・B日程)

人 数	1,036	176	126	302
大 学 数	123	37	49	64

大 学 名			志願者	合格者			
			心积白	既 修	未修	숨 計	
関	西大	学	143	23	10	33	
同	志 社 大	学	110	22	6	28	
関	西学院大	学	87	13	8	21	
立	命 館 大	学	70	5	6	11	
大	阪 大	学	50	19	10	29	
早	稲 田 大	学	45	8	5	13	
京	都大	学	42	19	9	28	
神	戸大	学	41	14	6	20	
大	阪市立大	学	39	8	8	16	
中	央 大	学	36	9	4	13	
慶	應義塾大	学	28	3	3	6	
近	畿大	学	22	0	2	2	
岡	山大	学	17	0	3	3	
甲	南 大	学	17	1	0	1	
東	京 大	学	14	3	5	8	
龍	谷 大	学	14	0	2	2	

龍 谷 大 字 14 0 2 2 2 2 ※志願者が2桁以上の大学のみ ※この他に合格者がいた大学は次の通り 一橋大学(4名)、広島大学、北海道大学、名古屋大学、日本大学、明治学院大学、上智大学、以上3名)、金沢大学、横浜国立大学、関西外国語大学、滋賀大学、法政大学(以上2名)、東北大学、大阪府立大学、港川大学、香川大学、立教大学、摂南大学、京都産業大学、神戸女学院大学、香川大学、京教大学、京教大学、神戸女学院大学、青山学院大学、静岡大学、京修大学、創価大学、大阪女子大学、大阪薬科大学、筑波大学、琉球大学、獨協大学、セント・アンドリュース大学、岐阜大学、京都府立大学、熊本大学、甲南女子大学、小樽商科大学、神戸薬科大学、大阪医科大学、大分大学、東京学芸大学、東京女子大学、名古屋工業大学、名古屋面科大学(以上1名)

2004年度定期試験 成績結果一覧

評語基準: A (100~90点)、B (89~80点)、C (79~70点)、D (69~60点)

*「F」は「不合格」を示す。

4) D	人牧业粉	不合格者数	評 語 別 割 合			
科目	合格者数		A+B	С	D	F
法律基本科目Ⅰ	371	24	24.6%	34.7%	34.7%	6.1%
法律基本科目Ⅱ	508	39	23.6%	38.0%	31.3%	7.1%
自 由 科 目	38	1	89.7%	7.7%	0.0%	2.6%
法律基幹科目A	353	14	31.3%	41.4%	23.4%	3.8%
法律基幹科目B	383	27	30.5%	37.8%	25.1%	6.6%
法曹基本科目A	54	2	21.4%	48.2%	26.8%	3.6%
法曹基本科目B	135	0	65.2%	28.9%	5.9%	0.0%
法 律 応 用 科 目	21	0	57.1%	33.3%	9.5%	0.0%
基礎法学・学際分野科目	19	0	68.4%	26.3%	5.3%	0.0%

- 注 1) 「評語別割合欄」に表記している $A \cdot B \cdot C \cdot D$ は合格者を示し、F は不合格者を示す。
- 注2) 2004年度については3年次生が存在しないため、3年次配当科目は開講していない。
- 注3)上記と同様の理由により、履修者0名のため不開講となった科目がある。
- 注4) 自由科目は、修了要件上の単位に算入されない。(網掛け部分)

「法科大学院生による授業評価」アンケート質問内容

1	授業内容は、講義要項、授業計画等で示したものに沿った内容でしたか。
-	
2	授業内容について、わかりやすくする工夫がなされていましたか。
3	学生の理解を深めよう、能力を高めようとの熱意・努力が感じられましたか。
4	はっきりとし、かつ、わかりやすい説明でしたか。
5	使用した機材は適切でしたか。
6	教科書・配布資料の利用は適切でしたか。
7	OHP、パソコン等機器の使い方は適切でしたか。
8	担任者は、学生からの質問に的確に対応しましたか。
9	課題の内容・回数は、講義内容を理解する上で効果的でしたか。
10	全体としてこの授業を受講して満足しましたか。
11	この授業に触発されて、さらに深く学習したいと思いましたか。
12	この授業を通じて、実務法曹に必要な知識が深まった、能力が高まったと感じましたか。
13	あなたは十分は予習をしてこの授業に臨んだと思いますか。
14	あなたは授業中、積極的な発言・質問を心がけ、また他の学生の議論が理解でき たと思いますか。
15	あなたはこの科目につき十分な復習を行ったと思いますか。
16	この授業の教室の広さ、座席の形態などは適切でしたか。
17	設備・機器は授業の内容を理解するのに役立ちましたか。
18	講義・演習の施設・設備・機器に満足しましたか。
19	オフィス・アワーは授業の理解や勉学に役立ちましたか。
20	TAの補助は講義・演習の理解や課題の作成に役立ちましたか。
21	授業時間外での施設・設備の利用に満足していますか。

評価平均

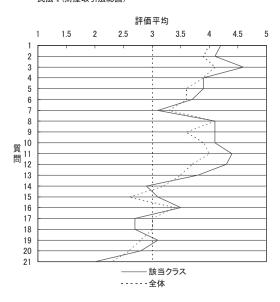
- 1
- 2
- 全くそう思わない そう思わない どちらとも言えない そう思う 3
- 4
- 強くそう思う
- 注1)掲載した科目評価平均のプロフィールは、法律基本科目 I · II、法律基幹科目A · B、法曹基本科目Aの 全部および法曹基本科目Bのうち法曹倫理と検察実務講義までとした。 注2)アンケート回答者が10名未満の科目については、適切な統計データとならないため掲載していない。

2004年度春学期授業アンケート 評価平均のプロフィール

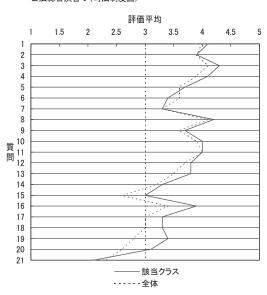
憲法 I (統治の基本構造)

評価平均 1 1.5 2.5 3 3.5 4 4.5 5 2 3 5 6 7 8 9 質 10 質 11 問 12 13 14 15 16 17 18 19 20 該当クラス -----全体

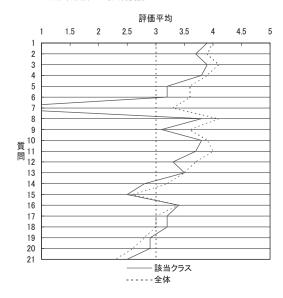
民法 I (財産取引法総論)



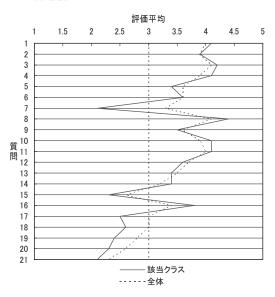
公法総合演習 I (司法制度論)



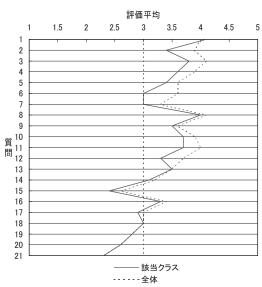
公法総合演習 I (司法制度論)



刑法演習 I



刑法演習Ⅱ



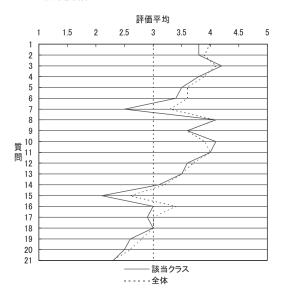
2004年度春学期授業アンケート 評価平均のプロフィール

刑事訴訟法演習

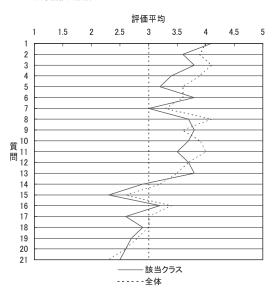
評価平均 2.5 1.5 2 3 3.5 4 4.5 5 2 4 5 6 7 8 9 質 10 質 11 問 12 13 14 15 16 17 18 19 20 ___ - 該当クラス

-----全体

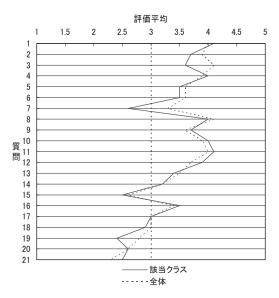
民法中級演習Ⅱ



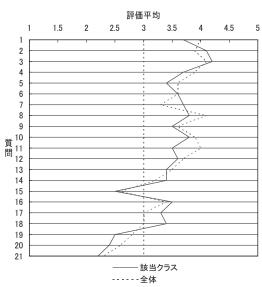
刑事訴訟法演習



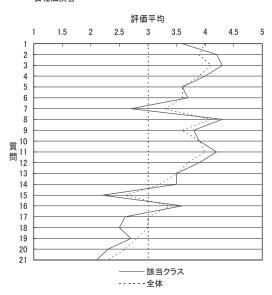
民事訴訟法演習



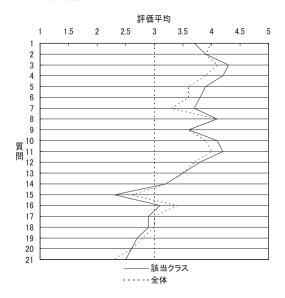
民法中級演習 Ⅱ



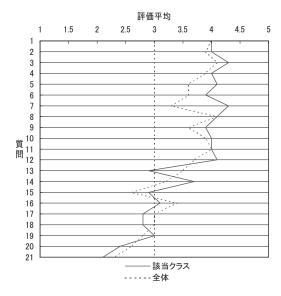
会社法演習



会社法演習



民事法LW&D演習



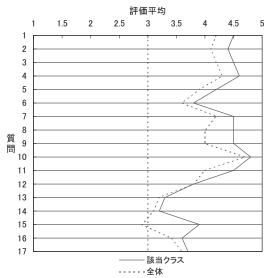
憲法Ⅱ(基本的人権)

評価平均 1.5 2 2.5 3 3.5 4 4.5 5 1 2 3 4 5 6 7 8 質 9 問 10 11 12 13 14 15 16

____ 該当クラス

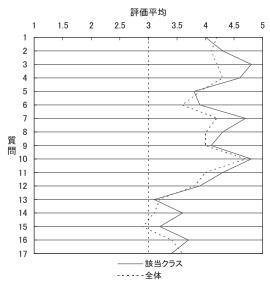
----全体

刑事訴訟法

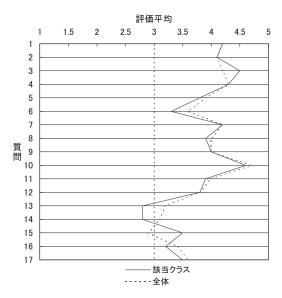


憲法Ⅱ(基本的人権)

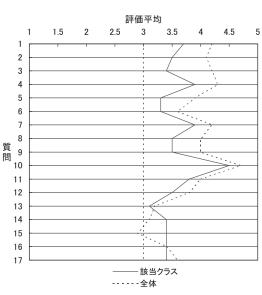
17



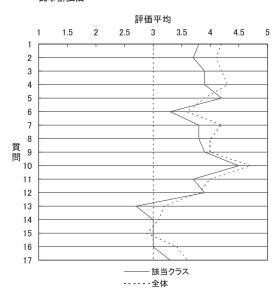
刑事訴訟法



刑法Ⅱ(各論)



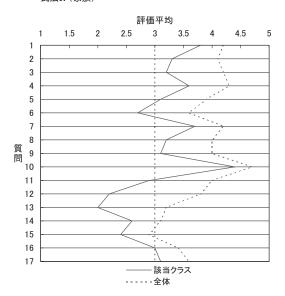
民事訴訟法



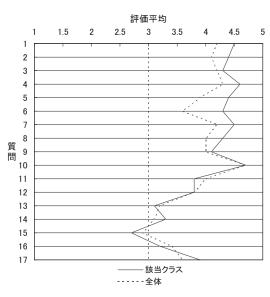
商法(会社法)

評価平均 1.5 2 2.5 3 3.5 4 4.5 5 2 3 4 5 6 7 8 質問 9 10 11 12 13 14 15 16 17 該当クラス ----全体

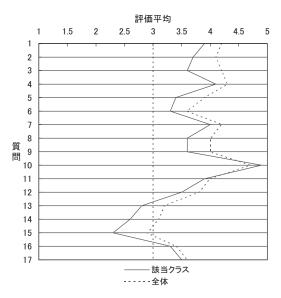
民法Ⅳ(家族)



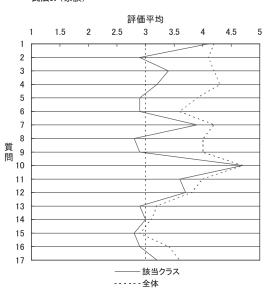
商法(会社法)



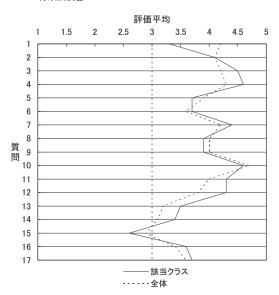
行政法演習



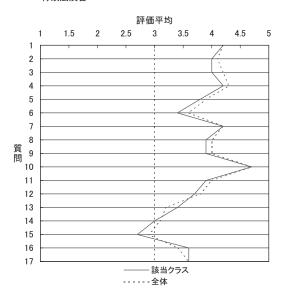
民法Ⅳ(家族)



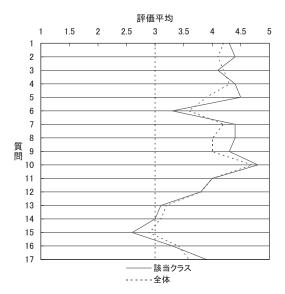
行政法演習



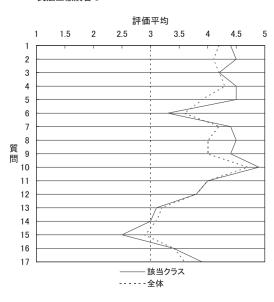
行政法演習



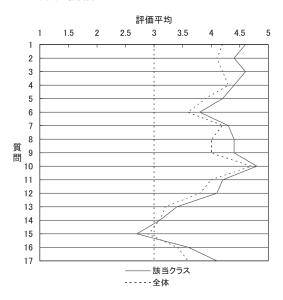
民法上級演習Ⅱ



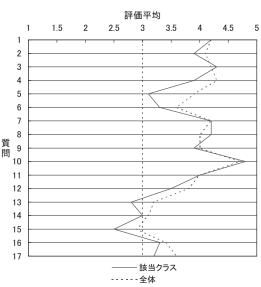
民法上級演習 I



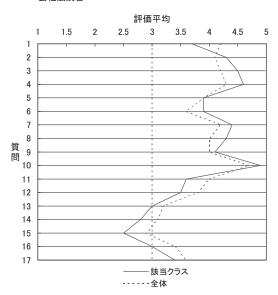
民法上級演習 Ⅱ



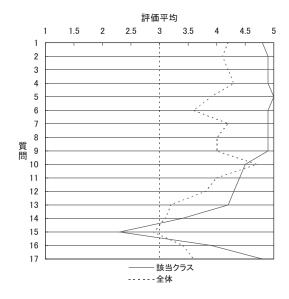
民法上級演習 I



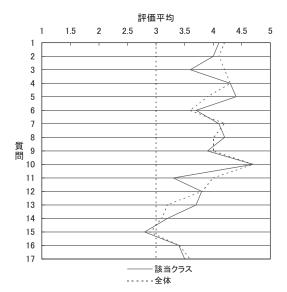
会社法演習



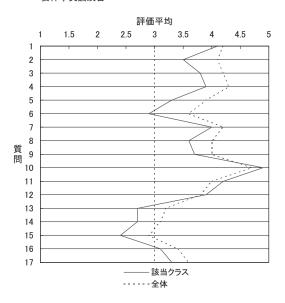
民事法LW&D演習



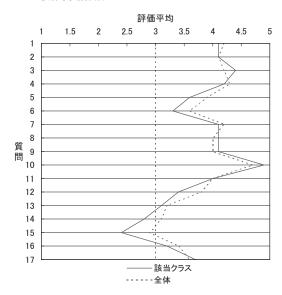
検察実務講義



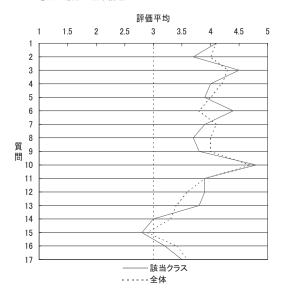
要件事実論演習



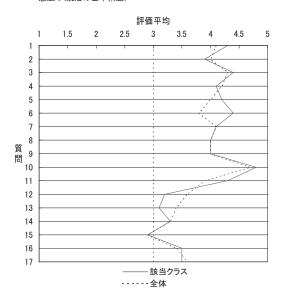
要件事実論演習



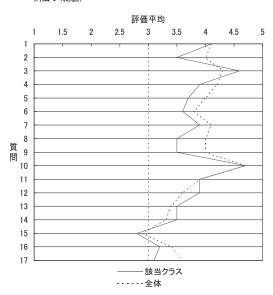
憲法 I (統治の基本構造)



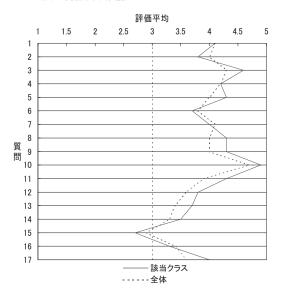
憲法 I (統治の基本構造)



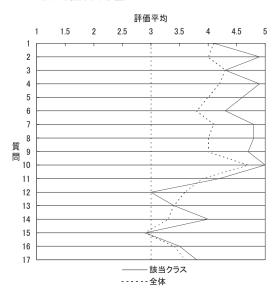
刑法 I (総論)



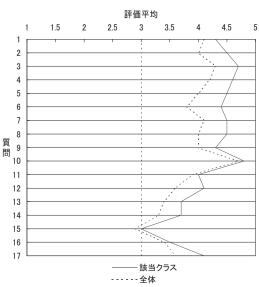
民法 I (財産取引法総論)



民法 I (財産取引法総論)



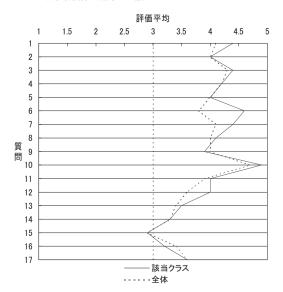
民法Ⅱ(財産取引法各論)



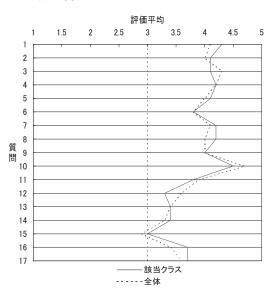
民法Ⅱ(財産取引法各論)

評価平均 1.5 2 2.5 3 3.5 4 4.5 5 2 3 4 5 6 7 8 質 9 問 10 11 12 13 14 15 16 該当クラス ----全体

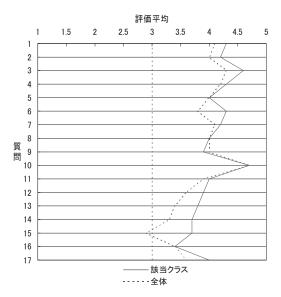
公法総合演習 Ⅱ(基本的人権)



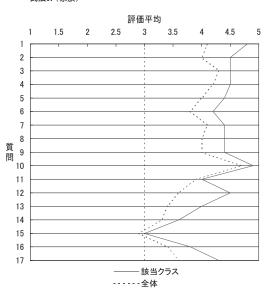
民法Ⅳ(家族)



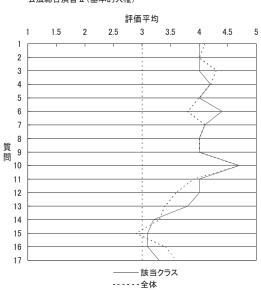
公法総合演習Ⅱ(基本的人権)



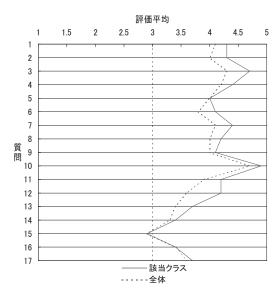
民法Ⅳ(家族)



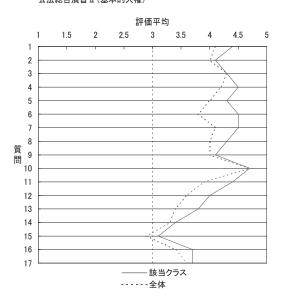
公法総合演習Ⅱ(基本的人権)



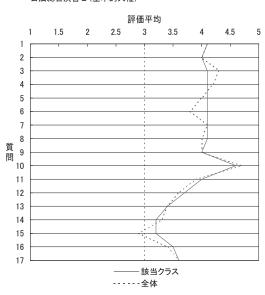
公法総合演習Ⅱ(基本的人権)



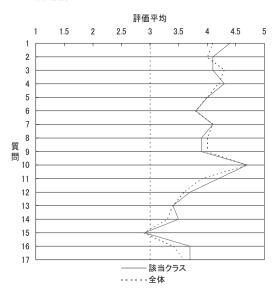
公法総合演習Ⅱ(基本的人権)



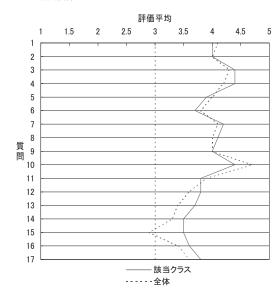
公法総合演習Ⅱ(基本的人権)



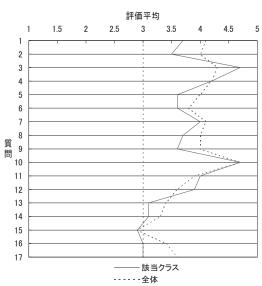
刑法演習 I



刑法演習 I



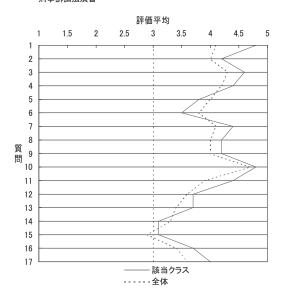
刑法演習I



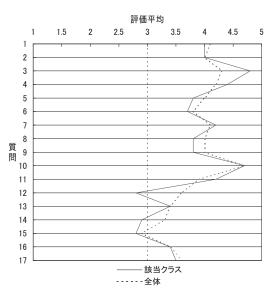
刑法演習 I

評価平均 2 2.5 3 3.5 1.5 4 4.5 5 2 3 4 5 6 7 8 質 9 問 10 11 12 13 14 15 16 該当クラス ----全体

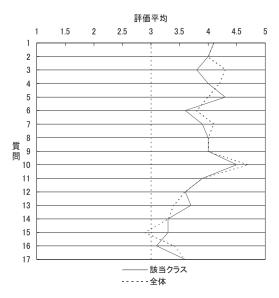
刑事訴訟法演習



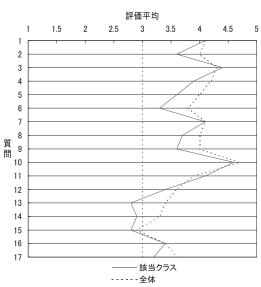
刑法演習 I



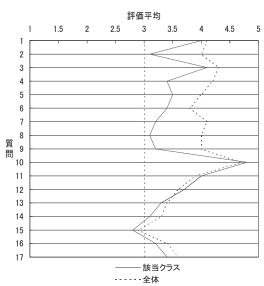
刑事訴訟法演習



刑法演習 I



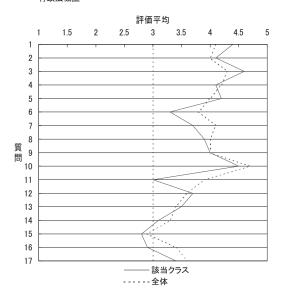
刑事訴訟法演習



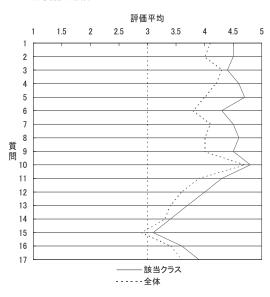
刑事訴訟法演習

評価平均 2.5 3 3.5 4 4.5 1.5 2 5 2 3 4 5 6 7 8 質 9 問 10 11 12 13 14 15 16 17 該当クラス -----全体

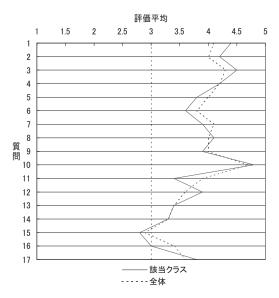
行政法概論



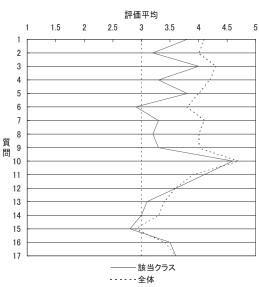
刑事訴訟法演習



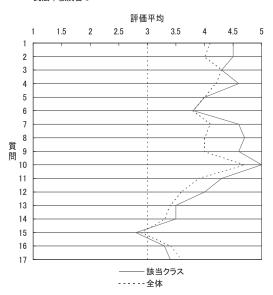
行政法概論



刑事訴訟法演習



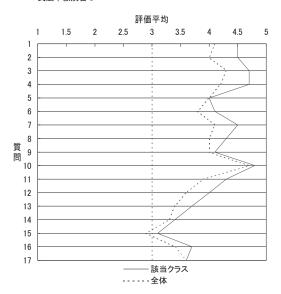
民法中級演習 I



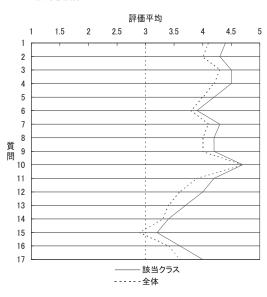
民法中級演習I

評価平均 2.5 3 3.5 4 4.5 1.5 2 5 2 3 4 5 6 7 8 質 9 問 10 11 12 13 14 15 16 17 該当クラス ----全体

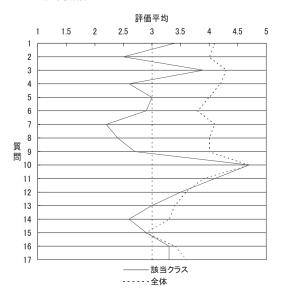
民法中級演習 I



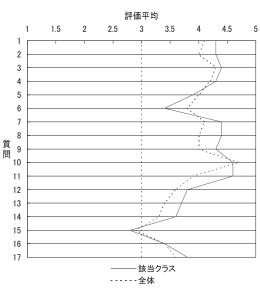
民法中級演習 I



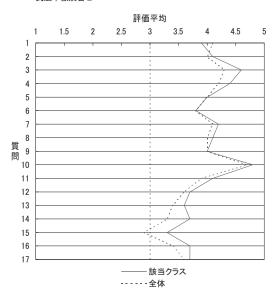
民法中級演習 [



民法中級演習 I



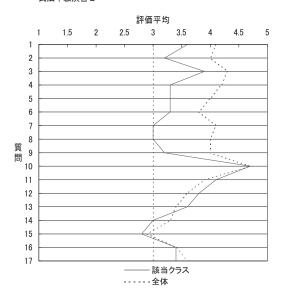
民法中級演習Ⅱ



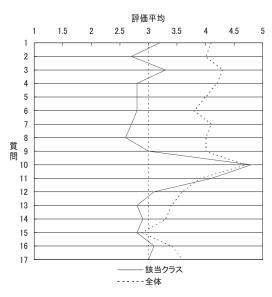
民法中級演習 Ⅱ

評価平均 2.5 3 3.5 4 4.5 1.5 2 5 2 3 4 5 6 7 8 質 9 問 10 11 12 13 14 15 16 17 __ 該当クラス ----全体

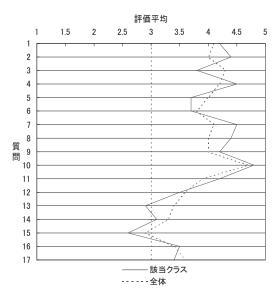
民法中級演習 Ⅱ



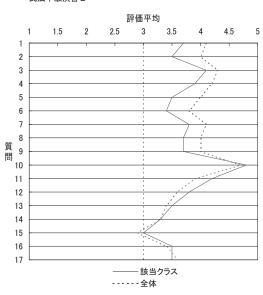
民法中級演習 Ⅱ



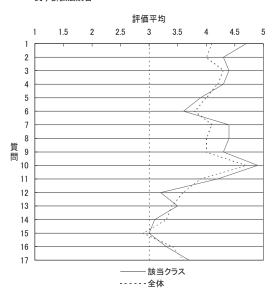
民法中級演習 Ⅱ



民法中級演習Ⅱ



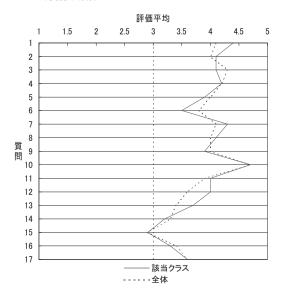
民事訴訟法演習



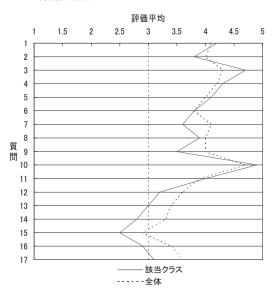
民事訴訟法演習

評価平均 2.5 3 3.5 1.5 2 4 4.5 5 2 3 4 5 6 7 8 質 9 10 11 12 13 14 15 16 17 該当クラス -----全体

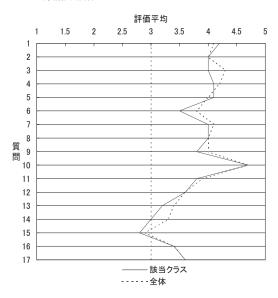
民事訴訟法演習



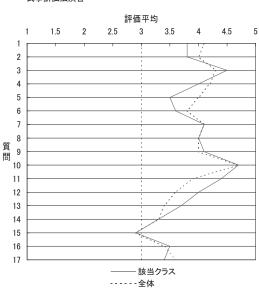
民事訴訟法演習



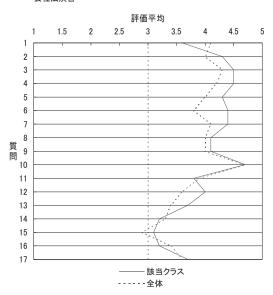
民事訴訟法演習

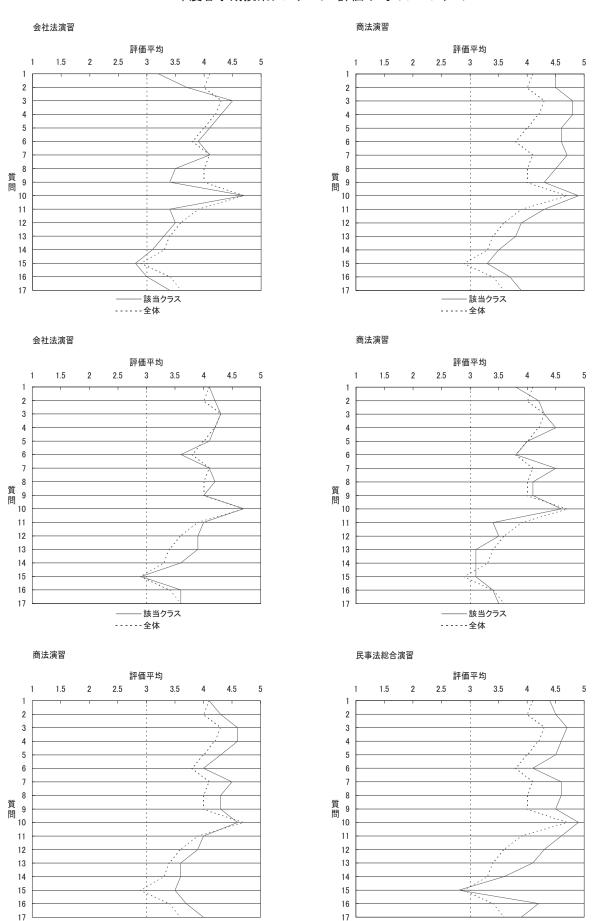


民事訴訟法演習



会社法演習





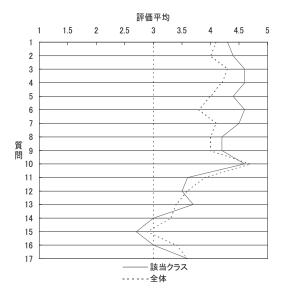
- 該当クラス

-----全体

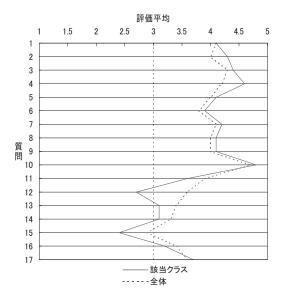
-該当クラス

-----全体

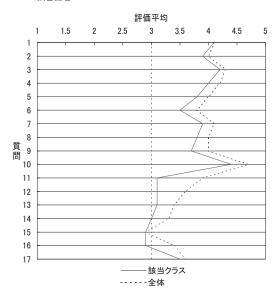
会社法特殊講義



紛争解決論



法曹倫理



資 料

関西大学大学院法務研究科(法科大学院)学則

制定 平成15年6月12日

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この学則は、関西大学大学院学則第3条第2項の規定に基づき、関西大学大学院法務研究科(法科大学院)(以下「本研究科」という。)の組織及び運営等について、必要な事項を定めるものとする。 (研究科の目的及び専攻)

第2条 本研究科は、法曹養成に特化した高度専門教育機関として、理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行うことを目的とする。2 本研究科に、法曹養成専攻を置く。

(課程及び修業年限)

- 第3条 本研究科に、修業年限を3年とする専門職学位課程を置く。
 - 2 前項の規定にかかわらず、第10条第1項及び第11条第1項の規定により30単位を認定された者については、修業年限を1年短縮することができる。
 - 3 前項の規定により修業年限を1年短縮された者が本研究科に入学するときは、2年次生として取り扱うものとする。

(学生定員)

第4条 本研究科の入学定員は130名とし、収容定員は390名とする。

(自己点検及び評価)

第5条 本研究科は、第2条に規定する目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。 2 前項の点検項目及び実施体制については、別に定める。

(第三者評価)

第6条 本研究科は、教育研究活動等の状況について、文部科学大臣が指定する認証評価機関による第三者評価を受けるものとする。

第2章 教育課程

(授業科目)

第7条 本研究科の教育は、授業科目の授業によって行うものとし、研究指導は行わない。

- 2 授業科目は、法律基本科目 I 及び同 II、法律基幹科目 A 及び同 B、法曹基本科目 A 及び同 B、法律応用科目、基礎法学・学際分野科目並びに自由科目に分け、 3 学年に配当する。
- 3 授業科目の名称、単位数、修了要件等は、別表のとおりとする。

(単位数計算)

- 第8条 本研究科の授業科目の単位数は、次の基準によって計算する。
 - (1) 講義及び演習については、原則として15時間の講義又は演習をもって1単位とする。
 - (2) 実習については、原則として45時間の実習をもって1単位とする。

(単位の修得)

第9条 学生は、所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第10条 本研究科が教育上有益と認めるときは、学生が本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(法学既修者の入学時における単位認定)

第11条 入学試験時に行う法律科目試験に合格し、本研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められた者は、その成績に応じて、第1年次配当の必修科目を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院における授業科目の履修及び単位認定)

第12条 本研究科が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を本研究科において修得したものとみなすことができる。

(単位認定の上限)

第13条 前3条の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて30単位を超えないものとする。

(追加科目の履修)

第14条 本研究科が教育上有益と認めるときは、本研究科に開設する授業科目のほか、学生が追加科目として他の研究科若しくは学部 又は他の大学院の教育課程の授業科目についての履修を許可することができる。

(履修届)

第15条 学生は、履修しようとする授業科目を選択し、指定期間内に履修届を研究科長に提出しなければならない。

2 既に提出した履修届の変更は、特別な事情のない限り認めない。

第3章 試験、修了及び学位

(試験の方法及び時期)

第16条 試験の方法は、筆記によるものとする。ただし、レポートの提出その他の方法によることもできる。

2 試験は、履修した授業科目について、学期末に行う。

(試験成績)

第17条 試験の成績は各授業科目ごとに決定し、点数をもって表示し、60点以上を合格とする。その評価は、次のとおりとする。

合格 $\left\{ egin{array}{lll} 100 魚 - 90 魚 & A \\ 89 魚 - 80 魚 & B \\ 79 魚 - 70 魚 & C \\ 69 魚 - 60 魚 & D \end{array} \right.$ 不合格 $\left. \begin{array}{lll} 59 魚 以 \top \end{array} \right.$

2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(在学年限)

第18条 本研究科において在学できる年数は、6年とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定により修業年限を1年短縮された者は、4年とする。ただし、研究科教授会が相当と認める特段の事情があるときは、1年延長することができる。

(課程の修了及び学位の授与)

- 第19条 本研究科に3年(第3条第2項の規定により修業年限を1年短縮された者は2年)以上在学し、所定の単位を修得した者をもって、課程を修了したものとし、専門職学位を授与する。
 - 2 専門職学位は、法務博士(専門職)とする。
 - 3 第1項における学位の授与については、本条に規定するほか、関西大学学位規程の定めるところによる。

第4章 教員組織

(担当教員)

第20条 本研究科の授業を担当する教員は、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)に規定する資格に該当する者とする。 (研究科教授会)

第21条 本研究科に研究科教授会を置く。

2 研究科教授会に関する規定は、別に定める。

(研究科長)

第22条 本研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、本研究科に関する事項をつかさどり、本研究科を代表する。

第5章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第23条 本研究科の学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を 2 学期に分け、 4 月 1 日から 9 月20日までを春学期、 9 月21日から翌年 3 月31日までを秋学期とする。 (休業日)

第24条 本研究科における休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 本大学記念日 昇格記念日 6月5日

創立記念日 11月4日

- (4) 夏季休業 7月29日から9月20日まで
- (5) 冬季休業 12月21日から翌年1月7日まで
- (6) 春季休業 3月24日から3月31日まで
- 2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第6章 入学、休学、退学、除籍等

(入学時期)

第25条 入学時期は、毎年4月とする。ただし、研究科教授会が認めた者を秋学期から入学させることができる。 (入学資格)

第26条 本研究科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者に限る。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者 (昭和28年文部省告示第5号)
- (6) 大学院に飛び入学した者であって、本研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (7) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (8) 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
- (9) その他本研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学試験)

第27条 本研究科に入学を志願する者は、入学試験を受験しなければならない。

2 入学試験は、研究科教授会が定める方法により、学力及び人物について考査する。

(入学の出願)

第28条 入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添え、所定の期目までに提出しなければならない。

(入学手続)

第29条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学金、授業料その他の学費を納入し、かつ、所定の在学保証書を提出しなければならない。

2 前項の手続を完了しない者は、入学を許可しない。

(休 学)

第30条 病気その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、保証人連署の休学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経 て休学の許可を得なければならない。

- 2 休学を許可された者は、学費規程に定める所定の学費を納入しなければならない。
- 3 休学に関する規定は、関西大学大学院法務研究科(法科大学院)事務取扱規程に定める。

(復 学)

- **第31条** 休学した者が、復学を希望するときは、保証人連署の復学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て復学の許可を得なければならない。
 - 2 復学に関する規定は、関西大学大学院法務研究科(法科大学院)事務取扱規程に定める。

(退 学)

- 第32条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、保証人連署の退学願に学生証を添えて、研究科長に提出しなければならない。
 - 2 退学に関する規定は、関西大学大学院法務研究科(法科大学院)事務取扱規程に定める。

(再入学)

- **第33条** 前条により退学した者が、再入学を希望するときは、保証人連署の再入学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て再入学の許可を得なければならない。
 - 2 再入学に関する規定は、関西大学大学院法務研究科(法科大学院)事務取扱規程に定める。

(除籍)

- 第34条 所定の期日までに学費を納入しなかった者は、指定された納入猶予期間内に延滞料及び滞納学費を納入しない限り除籍する。
 - 2 前項の納入猶予期間及び延滞料に関する規定は、学費規程に定める。
 - 3 除籍に関する規定は、関西大学大学院法務研究科(法科大学院)事務取扱規程に定める。

(復 籍)

- **第35条** 前条の規定により除籍された者が、復籍を希望するときは、保証人連署の復籍願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て復籍の許可を得なければならない。
 - 2 復籍に関する規定は、関西大学大学院法務研究科(法科大学院)事務取扱規程に定める。

(転入学生の扱い)

第36条 他の法科大学院の学生が、所属法科大学院の研究科長の承認書を付し、学期の開始日までに、本研究科に転入学を志願したと きは、選考のうえ、許可することができる。

(転学の許可)

第37条 本研究科から他大学の大学院に転学しようとする学生は、理由を付して、保証人連署のうえ、願い出て許可を得なければならない。 (転科等)

第38条 本研究科から、本大学院の他の研究科に転科することは、許可しない。ただし、研究科教授会が相当と認める特段の事情があるときは、この限りでない。

第7章 学費等

(入学検定料)

第39条 入学を志願する者は、学費規程に定める入学検定料を納入しなければならない。

(学費等)

- 第40条 入学金、授業料その他の学費及び手数料に関する規定は、学費規程に定める。
- 2 既に納めた学費等は、返還しない。

第8章 委託学生、科目等履修生及び交流学生

(委託学生)

- **第41条** 公共団体及びその他の機関から、本研究科の特定の授業科目の履修について委託があるときは、正規の学生の学習に妨げのない限り、選考のうえ委託学生として許可することができる。
 - 2 委託学生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。
 - 3 試験に合格した者には、願い出により証明書を交付する。

(科目等履修生)

- **第42条** 本研究科の授業科目を履修し、単位の修得を希望する者があるときは、正規の学生の学習に妨げのない限り、選考のうえ科目 等履修生として許可することができる。
 - 2 科目等履修生に関する規定は、別に定めるところによる。

(交流学生)

- **第43条** 他の法科大学院の学生で、当該大学の許可を受けて本研究科の特定の授業科目について聴講を希望する者があるときは、正規の学生の学習に妨げのない限り、選考のうえ交流学生として許可することができる。
 - 2 交流学生の取扱いは、研究科教授会において定めるものとする。

(学則の準用)

第44条 委託学生、科目等履修生及び交流学生については、本章に規定するほか、正規の学生に関する本学則の規定を準用する。

第9章 奨学制度

(奨 学)

- **第45条** 本研究科の学生で、経済的理由によって修学が困難な者及び特に学力が優れている者に対しては、奨学の方法を講じることができる。
 - 2 奨学の方法については、別に定めるところによる。

第10章 留 学

(留 学)

- **第46条** 本研究科は、本大学の協定又は認定する外国の大学若しくは大学院へ留学を希望しようとする者を留学させることができる。
 - 2 前項の留学期間のうち1年は、第3条に定める修業年限に算入する。
 - 3 留学に関する規定は、別に定めるところによる。

第11章 施設及び設備

(講義室等)

- 第47条 本研究科には、その教育に必要な講義室、演習室、自習室等を備えるものとする。
 - 2 本研究科の教育のために本大学の学部、研究科、附置研究所等の施設は、その教育研究上支障を生じない場合には、必要に応じ、共用することができる。

(ロー・ライブラリー)

第48条 本研究科にロー・ライブラリーを設け、教職員及び学生の閲覧に供する。

第12章 厚生保健施設

(厚生保健施設の利用)

第49条 厚生保健施設及びその利用に関しては、別に定めるところによる。

第13章 賞 罰

(表 彰)

第50条 人物、学業ともに優秀な者は、表彰する。

(懲 戒)

- 第51条 本研究科の学則又は事務取扱規程に違反し、その他学生の本分に反する行為をした者は、懲戒処分に付する。
 - 2 懲戒は、譴責、停学及び退学の3種とする。
 - 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

第14章 改 正

(改 正)

第52条 本学則の改正は、研究科教授会の議を経なければならない。

第15章 補 則

(補 則)

第53条 本学則に定めるほか必要な事項については、関西大学大学院学則及び関西大学大学院法務研究科(法科大学院)事務取扱規程 の定めるところによる。

附則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

法務研究科

法曹養成専攻

I 授業科目、単位数

- 4	表17 D 、 -	松 贵 利 口	出片	配业在华
_	類 別	授業科目	単位	配当年次
法律基本科目		憲法Ⅰ(統治の基本構造)	2	1
	N Metal II	憲法Ⅱ(基本的人権)	2	1
	必修科目	刑法Ⅰ(総論)		_
		刑法Ⅱ (各論)	2	1
I		刑事訴訟法	2	1
54-		民法 I (財産取引法総論)	4	1
法律		民法Ⅱ (財産取引法各論)	4	1
基本科	必修科目	民法Ⅲ (不法行為法)	2	1
平		民事訴訟法	4	1
目		商法(会社法)	4	1
Π	選択科目	民法Ⅳ (家族)	2	1 · 2 · 3
		商法(取引法)	2	1 · 2
自	由科目	基本演習	2	1
		法律時事英語	2	1 · 2 · 3
		公法総合演習 I (司法制度論)	2	2
		公法総合演習Ⅱ(基本的人権)	2	2
法		刑法演習 I	2	2
律	必修科目	刑法演習Ⅱ	2	2
基於		刑事訴訟法演習	2	2
幹科目		行政法演習	2	2
I A		刑事法総合演習	2	3
71		憲法原論	2	2
	選択科目	行政法概論	2	2
		公法·刑事法LW&D演習	2	2 · 3
		民法中級演習 I	2	2
		民法中級演習 Ⅱ	2	2
ù+:	必修科目	民法上級演習 I	2	2
法律		民法上級演習Ⅱ	2	2
律基幹		民事訴訟法演習	2	2
科		会社法演習	2	2
目		商法演習	2	2
В		民事法総合演習	2	3
	選択科目	会社法特殊講義	2	2
ĺ		民事法LW&D演習	2	2 · 3
科法	選択科目	要件事実論演習	2	2
日基		紛争解決論	2	3
ΑΨ		事実認定論	2	3
法	必修科目	法曹倫理	2	2
曹		検察実務講義	2	2
基本科	SEE ACT ON CO.	民·刑事裁判演習	2	3
科	選択科目	リーガルクリニック	2	2 · 3
∃ B		エクスターンシップ	2	3

類別		j	授 業 科 目		配当年次
	731	選択科目	金融法	2	2 · 3
	現代ビ		競争法	2	2 · 3
			知的財産法	2	2 · 3
	ネ		倒産法	2	2 · 3
	現代ビジネス法分野		民商契約実務講義	2	2 · 3
			経済法演習	2	2 · 3
			知的財産法演習	2	2 · 3
İ		選択科目	国際人権・人道法	2	2 · 3
			国際司法手続	2	2 · 3
	医際		国際経済法	2	2 · 3
·	[際法務・		国際取引法	2	2 · 3
法			国際法演習	2	2 · 3
/40	玉		国際取引・経済法演習	2	2 · 3
律	国際法		中国司法実務講義	2	2 · 3
	分野		現代中国ビジネス法実務講義	2	2 · 3
応	對		現代中国ビジネス法実務演習	2	2 · 3
			中国企業実務法	2	2 · 3
用		選択科目	行政手続・情報公開法	2	2 · 3
***	市民生活法分野		行政救済法	2	2 · 3
科			租税法	2	2 · 3
			地方自治法	2	2 · 3
目			環境法	2	2 · 3
			労働法 I (総論・個別的労働関係)	2	2 · 3
			労働法Ⅱ(集団的労使関係・現代的課題)	2	2 · 3
			労働法演習	2	2 · 3
			労働法実務講義	2	2 · 3
			不法行為実務講義	2	2 · 3
			少年法	2	2 · 3
			経済刑法	2	2 · 3
İ			家事事件手続法	2	2 · 3
İ			消費者取引法	2	2 · 3
			現代法特殊講義	2	3
	基礎法学分野	選択科目	法哲学・法理論	2	2 · 3
基			法哲学・法理論演習	2	2 · 3
礎			外国法	2	2 · 3
基礎法学			比較法	2	2 · 3
			比較法演習	2	2 · 3
字際	学際分野	選択科目	法と家族	2	2 · 3
学際分野科目			法とメディア	2	2 · 3
			法と倫理	2	2 · 3
			法と環境	2	2 · 3
			法と東西文化	2	2 · 3

- 1 以下の科目を含め98単位以上を修得しなければならない。ただし、自由科目は修得しても修了に要する単位には含めないもの とする。
- (1) 法律基本科目 I から必修科目12単位
- (2) 法律基本科目Ⅱから必修科目18単位
- (3) 法律基幹科目Aから必修科目14単位 (4) 法律基幹科目Bから必修科目16単位
- (5) 法曹基本科目Aから2科目4単位
- (6) 法曹基本科目Bから必修科目2単位及びリーガルクリニック又はエクスターンシップのいずれか2単位を含む3科目6単位
- (7) 法律応用科目から演習 6 単位(国際法務・国際法分野の演習 2 単位必修)以上を含む11科目22単位
- (8) 基礎法学・学際分野科目のうち、基礎法学分野から1科目2単位、学際分野から1科目2単位
- 2 法律応用科目の演習を履修するためには、次のいずれかの条件を満たさなければならない。
- (1) 演習ごとに指定した講義科目を修得済みであること。 (2) 演習の履修を届け出るときに、演習ごとに指定した講義科目を同時に届け出ること。
- 3 履修制限単位

次の各号の単位数を超えて、履修を届け出ることはできない。

- (1) 第1年次及び第2年次 36単位
- (2) 第3年次 44単位
- 4 進級制度
 - 1年次終了時において、1年次配当の必修科目を18単位以上修得できていなければ、2年次以上配当科目の履修を認めない。

関西大学大学院法務研究科 (法科大学院) 事務取扱規程

制定 平成15年6月12日

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、関西大学大学院法務研究科(法科大学院)学則(以下「学則」という。)の規定に基づき、関西大学大学院法務 研究科(以下「本研究科」という。)における事務取扱等に関する必要な事項を定める。

第2条 学則に定める入学手続を完了した者には、入学許可者として学籍番号を付与する。

2 学生の在学中におけるすべての事務は、この学籍番号によって処理する。

(学生証)

第3条 学生に、本研究科の学生であることを証明する学生証を交付する。

2 学生は、学内外において学生証を常に携帯しなければならない。

(学生証の再交付)

第4条 学生証を紛失又は汚損したときは、事務室に届け出て、再交付を受けることができる。

(学生証の返還)

第5条 学生証は、課程修了、退学及び除籍、又はその有効期間を経過したときは、直ちに返還しなければならない。 (届出事項の変更)

第6条 入学手続書類をもって届け出た事項に異動があったときは、当該事項について異動届を提出しなければならない。

第2章 休学、復学、退学、再入学、除籍及び復籍

第1節 休 学

(休学手続)

- 第7条 病気その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、学則第30条第1項の規定に基づき、保証人連署の休学願を研究科 長に提出し、研究科教授会の議を経て休学の許可を得なければならない。
 - 2 前項の休学願は、第9条に規定する場合を除き、休学しようとする学期の5月31日又は10月31日までに提出しなければならな Vi.
 - 3 前項の規定にかかわらず、当該学期の学費を納入しているときは、次の期日まで休学手続をとることができる。

7月30日 春学期に休学するとき

秋学期に休学するとき 1月30日

(休学期間)

第8条 休学期間は、休学を許可された日からその学期の末日までとする。

(休学延長の手続期間)

第9条 次学期も引き続き休学を希望する者は、休学期間中の9月5日から9月14日まで又は3月1日から3月24日までに第7条第1 項に規定する手続を行わなければならない。

(休学の可能期間)

第10条 休学できる期間は、通算して4学期以内とする。ただし、在学年数に算入されない学期が通算して4学期を超えるときは、休 学を許可しない。

(休学期間と在学年数)

第11条 休学期間を含む学期は、在学年数に含めない。

(休学者の学費)

- 第12条 学則第30条第2項の規定に基づき、休学を許可された者は、学費規程に定める所定の学費を納入しなければならない。 2 前項における所定の学費は次のとおりとする。ただし、入学初学期は除くものとする。
 - (1) 春学期の休学を希望し、5月31日までに休学願を提出したときは休学在籍料 (2) 秋学期の休学を希望し、10月31日までに休学願を提出したときは休学在籍料

 - (3) 前2号いずれにも該当しないときは当該学期の学費

第2節 復 学

(復学手続)

第13条 休学した者が、復学を希望するときは、学則第31条第1項の規定に基づき、保証人連署の復学願を研究科長に提出し、研究科 教授会の議を経て復学の許可を得なければならない。

(復学の手続期間)

第14条 前条の復学願は、休学期間中の9月5日から9月14日まで又は3月1日から3月24日までに提出しなければならない。 (復学の時期)

第15条 復学の時期は、学期の始めとする。

(復学の制限)

第16条 休学している学期内の復学は、許可しない。

(復学者の学費)

第17条 復学した者は、復学した学期から学費規程に定める学費を納入しなければならない。

第3節 退 学

(退学手続)

第18条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、学則第32条第1項の規定に基づき、保証人連署の退学願に学生証 を添えて、研究科長に提出しなければならない。

(未手続者の退学)

第19条 休学している者が、学則第30条第1項に規定する休学の手続又は学則第31条第1項に規定する復学の手続を行わなかったとき は、その学期末日の9月20日又は3月31日をもって退学にする。

(在学年数超過者の退学)

第20条 学則第18条に規定する在学年数で修了できない者は、その学期末日の9月20日又は3月31日をもって退学にする。(処分退学)

第21条 学則第52条第3項に規定する者は、学則第52条第1項の規定に基づき、研究科教授会の議を経て退学処分に付する。 (在学年数との関連)

第22条 退学となった学期は、在学年数に含めない。ただし、第20条に規定する場合を除く。

第4節 再入学

(再入学手続)

第23条 学則第32条第1項により退学した者が、再入学を希望するときは、学則第33条第1項の規定に基づき、保証人連署の再入学願を研究科長に提出し、研究科教授会の議を経て再入学の許可を得なければならない。

(再入学の手続期間)

第24条 前条の再入学願は、再入学を希望する前学期の9月5日から9月14日まで又は3月1日から3月24日までに提出しなければならない。

(再入学の時期)

第25条 再入学の時期は、学期の始めとする。

(再入学の制限)

第26条 退学になった学期内の再入学は、許可しない。

2 在学年数に算入されない学期が、通算して4学期を超えるときは、再入学を許可しない。

(再入学金の納入)

第27条 再入学を許可された者は、許可された日から再入学を希望する前学期末日の9月20日又は3月31日までに学費規程に定める再 入学金を納入しなければならない。

2 再入学を許可された者が、前項に規定する期日までに再入学金を納入しないときは、再入学を取り消す。

第5節 除 籍

(除 籍)

第28条 所定の期日までに学費を納入しなかった者は、指定された納入猶予期間内に延滞料及び滞納学費を納入しない限り、学則第34 条第1項の規定に基づき、除籍する。

(除籍日)

第29条 前条の除籍日は、春学期を7月31日、秋学期を1月31日とする。

(在学年数との関連)

第30条 除籍期間を含む学期は、在学年数に含めない。

第6節 復 籍

(復籍手続)

第31条 除籍された者が、復籍を希望するときは、学則第35条第1項の規定に基づき、保証人連署の復籍願を研究科長に提出し、研究 科教授会の議を経て復籍の許可を得なければならない。

(復籍の手続期間)

第32条 前条の復籍願は、復籍を希望する前学期の9月5日から9月14日まで又は3月1日から3月24日までに提出しなければならない。

(復籍の時期)

第33条 復籍の時期は、学期の始めとする。

(復籍の制限)

第34条 除籍になった学期内の復籍は、許可しない。

2 在学年数に算入されない学期が、通算して4学期を超えるときは、復籍を許可しない。

(復籍料の納入)

第35条 復籍を許可された者は、許可された日から復籍を希望する前学期末日の9月20日又は3月31日までに学費規程に定める復籍料を納入しなければならない。

2 復籍を許可された者が、前項に規定する期日までに復籍料を納入しないときは、復籍を取り消す。

第3章 学費納入と単位認定の関連

(学費と単位認定)

第36条 学費を滞納している者は、指定された納入猶予期間内に延滞料及び滞納学費を納入しない限り、授業科目の単位認定は行わな

2 前項の納入猶予期間、延滞料及び学費は、学費規程に定める。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

結びに代えて

本報告書は、関西大学法科大学院が発足してまだ2年に満たず、比較検討できる材料の乏しいなかでまとめたものであり、「報告書」と銘打つには、作成した側からみても不十分との感を免れない。しかし、法科大学院でどのような教育が行われているか、学外ばかりでなく、学内でさえあまり知られてないことをしばしば実感する。悪戦苦闘している現在の姿の一端をさらすだけでも、「現場からのレポート」の意味はあると思われる。

本報告書作成の基礎となるデータ等は、原則として2005年 5 月 1 日現在を基準日としているが、「いま」を伝える意味からも、可能な限り最新のデータを盛り込んでいる。また、授業評価アンケートの結果などは、従来、本学では公表しない慣行となっていたが、授業の実態を示す格好の材料であることから、本報告書では、試行的に掲載することとした。ただし、開設科目一覧表中の法律応用科目や基礎法学・学際分野科目は選択科目であり、また配当年次との関係もあって、2004年度は、多くが不開講となっていた。したがって、比較できるデータがほとんどないため、今回はこれらの科目は除き、「法律基本科目 II」、「法律基幹科目 A · B 」、「法曹基本科目 A 」の全部、および「法曹基本科目 B 」のうち法曹倫理と検察実務講義までを掲載対象科目とした。しかし、これらの掲載対象科目であっても、サンプル数が10名未満の科目については、極端な数値となる例が見受けられたため、省いている。

こうしたデータは、単なる数字やグラフの羅列だけでは意味がなく、分析を伴ってこそ、はじめて何かを語りかけてくる。その意味では、本報告書のデータは不完全である。しかし、これまであまり公表されることのなかったデータを関係者が目にして、法科大学院教育の一端を垣間見ていただくだけでも、まんざら無意味ではないだろう。法科大学院の自己点検評価報告書は、2年ごとの刊行を予定している。これらのデータから何を読み取り、どのような改善を加えたかについては、次回の報告書でご報告したいと考えている。

2006年3月 関西大学法務研究科自己点検評価委員会

関西大学法科大学院 自己点検・評価報告書

2006年 3 月31日発行

発行所 関西大学大学院法務研究科(法科大学院)

₹564-8680

大阪府吹田市山手町3-3-35

TEL 06-6368-1121(代表) FAX 06-6368-1315

http://www.kansai-u.ac.jp/ls/

印刷所 株式会社 遊文舎